

都留市 コミュニティ・スクール ハンドブック

学校用



Community-School in Tsuru



令和7年12月 都留市教育委員会

はじめに

「子どもたちを真ん中に置いた、信頼と愛着の輪（つながり）」

“将来の予測が困難な時代が到来している”と言われ始めてからしばらくが経ちました。私たちは、少子化や高齢化、都市化や過疎化、感染症の拡大や気候変動、国際情勢や市場の不安定化、地域社会の停滞や教育力の低下、犯罪の多様化・高度化、AIの進化、インバウンドの増加、価値観やライフスタイルの多様化等、めまぐるしい急激な社会変化への対応に迫られています。それに伴い、子どもたちや学校を取り巻く課題も、ますます複雑化、多様化し、教育方法や授業形態等が日々変化を遂げ、学校は対応に追われています。

そのような中、未来を担う子どもたちが、主体的・自律的に学び、この時代を自らで生き抜いていく力を得るため、そして、課題解決などを通じて持続可能な地域社会を維持・発展させていくためには、学校だけではなく、地域と「連携・協働」し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって、子どもたちの成長を支えていくことが重要です。

そのため、本市では、小中学校に地域と「連携・協働」する体制を構築し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを進め、子どもたちを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」とともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る「学校を核とした地域づくり」を推進することとしています。

コミュニティ・スクールは、一人一人の子どもが幸せな人生を歩んでいけるよう、社会総がかりで子どもたちを育むための制度です。子どもたちを真ん中に置き、学校・家庭・地域が、立場や年齢の垣根を越え、“参加”や“支援”から、“協働”、“共創”へ意識を発展させ、それぞれが持つニーズや課題、貴重な資源（ヒト・コト・モノ）を共有し、共通の目標の設定とその達成を目指します。学校運営協議会委員は、その計画から、実践、状況の観察、共有、振り返り、そして次なる計画と、学校運営の一連の流れに主体となって関わりを持っていきます。

そうして、子どもたちを育む学校での活動を核にしながらか、“みんな”が地域づくりに参画できるきっかけを作っていく、人と人とがコミュニケーションを取り、相互理解を深め、“顔が見える関係”、“世代や分野を越えてつながり合う地域”を創る足掛かりとなっていくでしょう。

「都留の子どもたちが、家族・地域に愛されて、大人になったときにも、また地域を愛してくれるといいな。」（令和6年度禾生第一小学校学校運営協議会委員の一言）

そんな願いを、一人ではなく、みんなで抱き、子どもたちをめぐる“信頼と愛着の輪（つながり）”と、それがいつまでも連鎖していく好循環の創出を目指していくことができれば、子どもたちだけでなく、保護者・先生・地域、みんなの笑顔につながっていく。

コミュニティ・スクールは、そのためのツールとなります。



このハンドブック（学校用）は、主に小・中学校における、

- ・「学校運営協議会に関して理解を深めたい」
- ・「学校運営協議会を設置する上で留意すべき点を知りたい」
- ・「学校運営協議会関連で使用する書式がほしい」

といった学校の参考となるような様々な知識・ノウハウを紹介しています。

学校運営協議会をよりよい形で設置・運営していくためにご活用ください。

教育委員会は、大前提として、「形骸化しない・教員の働き方改革・教職員や教育委員会の異動に左右されない」を重要視し、よりよいコミュニティ・スクールの在り方を模索し続け、持続発展に向け、学校への伴走支援を努めてまいります。そのためにも、相談や検討等を積み重ねていきましょう。

なお、当ハンドブックは、あくまで標準的な取り組みやノウハウを紹介するものであり、各学校の独自性を否定するものではありません。また、全国や本市におけるコミュニティ・スクールの経験や学びに応じて、アップデートを行っていくものとします。

令和 7 年 12 月
都留市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールの意義……………1

コラム1 開かれた学校づくり、コミュニティ・スクールに至る歴史……………2

なぜ学校と地域との「連携・協働」が必要なのか……………3

コミュニティ・スクールの機能……………5

コラム2 学校運営協議会が行う評価を通じた学校のガバナンスの確立……………6

都留市が目指すコミュニティ・スクール……………9

学校と地域の「連携・協働」により実現したいこと……………11

第2章 学校運営協議会設置推進委員会の設置

学校運営協議会設置推進委員会の設置・委員委嘱……………12

既存の仕組みをベースとした学校運営協議会制度へ……………15

第3章 学校運営協議会の設置

学校運営協議会の設置・委員委嘱……………16

第4章 学校運営協議会の企画・運営

企画・運営……………18

熟議……………23

コラム3 対話と信頼を積み上げるための場づくりの工夫……………26

第5章 資料編（学校運営協議会運営に関する関係資料）

都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱……………30

都留市学校運営協議会規則……………32

各種お役立て資料（様式、テンプレート等）……………36~69

関連法規等……………70~78

コミュニティ・スクール Q&A……………79~85

コミュニティ・スクールの意義

コミュニティ・スクールとは、子どもたちを取り巻く課題の解決や「地域とともにある学校づくり」を目指し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校のことです。育みたい子ども像や目指す学校・地域像など、「目標やビジョン」を共有し、目標の実現に向けて「連携・協働」することで、地域総がかりで子どもたちの豊かな成長を支えていくことを目指します。

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域が一体となって学校づくりを進めるために設置され、「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議する、コミュニティ・スクールを機能させる中心となる「合議体」の機関です。報告・承認の場というだけではなく、**子どもの成長を真ん中に据えた、地域住民と保護者、教職員の相互理解や学び、相談・協議の場**です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5（抜粋）

- ①教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- ②対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- ③学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。



ポイント

コミュニティ・スクールとは、学校の教育目標の達成を目指し、

- ①目標について学校と地域住民・保護者とが協議する
 - ②「社会に開かれた教育課程」の編成をはじめ、どのように目標を達成するかを協議する
 - ③学校内だけでなく、地域社会からの資源・支援の活用について協議する
- ための組織（学校運営協議会）が設置されている学校

コラム1

開かれた学校づくり、コミュニティ・スクールに至る歴史

山梨大学 大学院総合研究部 大学教育・DXセンター教授 日永龍彦 作成

1980年代 臨時教育審議会（教育版臨調行革）以降

学校運営への保護者・地域の参加（開かれた学校づくり）推進、（学校選択制導入を実質化するために）自律的学校経営・特色ある学校づくり（1998年の学習指導要領改訂（総合的な学習の時間導入）など）の推進

2000年 学校教育法施行規則を改正 学校評議員制度を導入

2000年 教育改革国民会議、CSの設置促進を提言

2003年 総合規制改革会議、CSの法制化を提言

2004年 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正 学校運営協議会制度を導入

2006年 教育基本法改正 第13条で学校・家庭・地域の連携推進を努力義務化

2007年 学校教育法・施行規則改正 自己評価を義務化

学校関係者評価を努力義務化

2008年 社会教育法改正 学校支援地域本部（学校応援団）の設置を推進

（生涯学習の成果を生かす機会を提供し、地域の教育力の向上に貢献する）

第3条3 「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」こと

2013年6月 第2期教育振興基本計画

（教育行政の4つの基本的方向性のひとつ「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」において）

・学校と地域の連携・協働体制の確立を位置づけ：「地域住民が参画し地域の特色を活かした事業を学校を核として展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る」

・学校と地域の連携：地域の人財や教育資源の組織化

→地域の大人の学びの機会の充実→地域振興や地方創生

2017年 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正 学校運営協議会導入を努力義務化、社会教育法の改正で地域学校協働活動の法制化

令和7年5月1日時点 全国のコミュニティ・スクール設置状況

公立学校の導入校数 22,009校 (64.9%)






うち、小・中・義務教育学校 19,488校 (71.6%)

なぜ学校と地域との「連携・協働」が必要なのか

子どもたちや学校、地域をめぐる課題の困難化

近年、予測できない新しい時代への対応とともに、より多様化、複雑化、多忙化する学校現場の現実的課題への対応が迫られています。長年問題視されてきたいじめ・不登校をはじめ、安全管理、地域の将来の作り手となる人材の育成等、学校だけでは困難な課題に、地域全体で取り組むことが重要です。学校と地域が目標や課題を共有し、協議する仕組みが、コミュニティ・スクールであり、保護者や地域住民等が当事者意識を持って参画することによって、様々な取り組みが活性化します。

(コミュニティ・スクールの活用により、地域全体で解決へ取り組んだ事例)

子どもの課題	地域の課題		学校の課題	
不登校対策 不登校やいじめなど、学校内外において子どもが抱える問題への対応に課題 	地域コミュニティの再生 子どもたちが地域と関わる機会、故郷を知り学ぶ機会の減少などの課題 	地域防災 災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資の整備に課題 	「社会に開かれた教育課程」の実現 教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題 	学校における働き方改革 学校業務の精選や教師の意識改革などに課題 
コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む				
例) 北海道登別市 学校運営協議会の組織を活かし、多様な関係性との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築。	例) 岩手県大槌町 学校内に地域の方々が活動する「井戸端会議室」を設置。学校と地域をつなぐ重要な場所となっている。地域の協力のもと郷土の歴史や特産・文化を学ぶ「ふるさと科」を推進し、子どもたちの地域への愛着を育む学びも充実。	例) 熊本県 自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など。防災に関する事項・取り組みを協議・実践。	例) 茨城県牛久市 学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子どもの学力向上にも寄与。	例) 岡山県浅口市 保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果。

(「令和5年度全国コミュニティ・スクール研究大会 by 鳥取県南部町」資料を一部編集)

「社会に開かれた教育課程」の実現へ向けて

平成 29 年に告示された学習指導要領では、「これからの社会の創り手」となっていく子どもたちに必要な資質・能力を、右図（文部科学省 HP より）のように3つの柱で整理しました。このような資質・能力を育成するための、学習指導要領の理念が「社会に開かれた教育課程」です。



学習指導要領（抄）前文【抜粋】（小学校・中学校平成 29 年 3 月告示）

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、**社会に開かれた教育課程**の実現が重要となる。

（中略）

児童（生徒）が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童（生徒）や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。



ポイント

- **よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有**
- **学習内容をどのように学び資質・能力を身に付けられるようにするか教育課程で明らかに**
- **教育課程の実施を学校が社会と連携・協働**

以上から、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が、「社会に開かれた教育課程」の実現へ向けた手段たりえることがわかつてきます。

「社会に開かれた教育課程」とは、学校が「育てたい児童生徒像」を地域と共有した上で、共通の目標を掲げ、学校の各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの教育課程を実施するに際して、地域人財との「連携・協働」や、地域資源の「活用」を行い、教育課程外における地域独自の教育的な活動も組み込みながら、実現させていこうとする理念です。

このように、その編成で大切になる視点には、「育てたい資質・能力の明確化と焦点化」「教育活動の重点化」「学校・地域のリソース活用」が挙げられます。

これまでの教育課程の編成は、教職員の専門性に根差したものでしたが、これからは、学校（児童生徒・教職員）のニーズを元に、保護者、地域と「連携・協働」しながら、学校・地域のリソースを最大限に生かした教育課程を目指していくことができます。（それに資する活動が**熟議**です。熟議に関する詳細は P23 以降をご覧ください。）

コミュニティ・スクールの機能

コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を進める手段として、地域が当事者となって学校運営とその一連のプロセスに参画できる仕組みです。法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができます。

法令で定められた、学校運営協議会の3つの機能

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定により、以下の役割を担っています。

①学校運営に関する基本的な方針の承認（必須）

学校運営の基本方針とは…

- ・教育目標及び学校経営計画
- ・教育課程の編成に関すること
- ・その他教育委員会が必要と認めること

学校と家庭・地域で育てたい子ども像や目指す学校像を共有し、計画の段階から保護者や地域住民等の参画を得た学校運営ができます。

②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる

教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとします。学校の教育活動に対し、様々な角度や多様な見方からの意見をいただくことで、教育活動や地域連携に関する点検や支援する取り組みにつながります。

③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる

教職員の配置・任用について、学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等を後押しするような、学校にとって応援的存在を得るといった目的で、当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に対して意見が述べられます。

しかしながら、全国的な実態として、この権限・機能に対し「人事を混乱させる」「教職員への個人的な批判につながる」等のマイナス要素を危惧する傾向が見られます。そうした面から、不安要素を回避し、円滑に学校運営協議会設置に向かえるようにするため、本市では、規則第5条にて、職員の採用その他の任用に関する意見については、「特定の個人に係るものを除く。」ことを規定しています。

また、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見がそのまま出されるわけではありません。

こうした役割・権限により、徐々に次のような風土化・効果が期待されます。

当事者性	十分な権限により当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）
自立性・対等性	十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に寄与
持続性	永続的かつ安定した学校運営のための仕組みを制度的に保証

コラム 2

学校運営協議会が行う評価を通じた学校のガバナンスの確立

山梨大学 大学院総合研究部 大学教育・DXセンター教授 日永龍彦 作成

「学校のガバナンス」とは何か？

2000年代になって「学校のガバナンス（統治）」という用語が使われるようになってきました。文部科学省でも2011年に学校運営の改善における「学校と地域の関係」を検討した報告書において、「地域とともにある学校」のガバナンスを今後検討すべき中長期的な課題として位置付けています。「地域とともにある学校づくり」は学校運営協議会の設置目的の一つですが、そのような学校の運営の過程に教職員・保護者・地域住民などの多様な関係者が参画していくこと、つまり、関係者が協働しながら学校の教育活動や運営をよりよいものにしていく過程が「学校のガバナンス」の本質です。この過程には、計画の立案から実施、検証、改善という一連の活動が含まれ、学校運営協議会の役割と重なります。ここでは、そこに「評価」がどのように組み込まれているかをみていきます。

なお、今日では学校教育の当事者として子どもたちの存在を外すことはできません。「子どもまんなか社会」を実現するだけでなく、子どもたちが将来の地域社会を支える市民として成長することを支えていくためにも、「子どもの声を聞く」ことはもとより、子どもたち自身が学校のガバナンスに参画する関係者として位置付けられることが必要です。

学校運営協議会が行う評価と学校関係者評価

「都留市学校運営協議会規則」第6条に基づき、学校運営協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとしています。この評価はどのようにおこなうべきでしょうか？ これまでも学校では、学校関係者が自己評価の結果について評価を行うこと（学校関係者評価）を実施することが法律上の努力義務として求められてきました。しかし実際には、学校の自己評価の妥当性を検証するだけの評価能力を一般の関係者が持つことは難しく、自己評価の結果を聞いて出された意見や感想をもとに担当者（一般的には教頭もしくは教務主任等）が評価結果を作文しているという状態がよく見られます。他方で国は、学校運営協議会の設置に伴い、類似の制度を協議会の活動に組み込むことを求めており、学校関係者評価についても学校運営協議会が行う評価と一体的に推進することで実質化を図ることが期待されます。

そもそも「評価」とはどのようなことを行う活動なのか？

評価には大きく分けて、①**価値判断・判定を行う評価**と、②**状況を理解して課題を発見するために現状把握を行う評価（＝課題発見のための評価）**とがあります。どちらも「評価」なので紛らわしいのですが、英語では、前者の評価は **evaluation**、後者は **assessment** の語があてられます。両者は、①を行うために②を行うという関係になります。

そして、学校を含め何らかの経営（マネジメント）を行う組織では、実現したい目標や解決したい課題を設定し、そのための手立てを計画して取り組みを行っています。この過程では、現状についての理解をする評価（②）を基に、目標や課題を何にするのか、その実現手段をどうするかという判断を行い（①）、取り組みを開始します。その上で、実現手段を計画通りに取り組めたか、その結果はどうかを検証し（②）、目標実現や課題解決ができたかどうか、目標や課題、実現手段を見直す必要はないかについての判断を下す（①）というように、両者を組み合わせながら長い期間にわたって課題解決のための評価が行われています。

学校運営協議会が行う学校運営状況の「評価」とスクール・ガバナンスの確立

学校運営協議会が行う学校の運営状況の評価は、協議会に学校運営の基本方針を承認する権限があることを踏まえると、「基本方針が承認できるかどうか（妥当であるかどうか）、修正点はないかという価値判断をすること」（①）が基本になります。そのために学校や子どもたちの現状を把握するため活動（②）を行うのです。協議会の委員が学校に対する支援を行うのもその一環であって、支援することが基本的な役割ではありません。2000年代後半に進められた学校支援地域本部（学校応援団）との大きな違いです。

協議会が行う評価活動を時系列で整理すると以下のようなものがあります。

(1) 学校と地域が共有する目標や解決すべき課題の設定

協議会あるいはその設置準備組織において、子どもたちの長所や課題は何か、どのような子どもに育ててほしいのか、などについて熟議を行います。これは、参加者の意見から子どもたちの状況を把握する活動（②）であり、多くの意見の中から目指す子ども像や具体的な解決課題を設定することは、重点的に取り組む課題を選択する活動（①）に該当します。実際に協議会が動き出した後も、定期的にこのような活動を行い、目標や課題をアップデートしていくことが必要になります。

(2) 目標の実現や課題の解決のための方策の決定

協議会あるいはその設置準備組織において、目標の実現や課題の解決に役立ちそうな「地域のひと・こと・もの」について幅広くアイデアを募り（②）、そのなかから、学校や地域での教育的な活動に生かしていくものを選択（①）します。

(3) 学校や子どもたちの状況の把握と学校経営の基本方針の承認

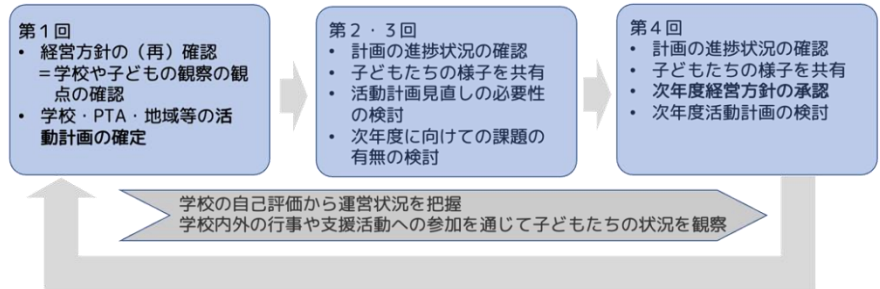
(1)(2)を踏まえて基本方針が設定され、学校と地域における教育的な活動が開始されます。その年度の終わりに次年度の経営方針を承認するために、その判断の根拠となる情報を収集する必要があります。そのためには、学校の自己評価結果を確認するとともに、協議会委員自ら学校や地域における教育的な活動への参加等を通じて学校や子どもたちの状況を観察して情報を収集し、それを協議会の場で共有する（②）ことが必要になります。

そのような情報をもとに、(ア)目標の実現や課題の解決に向けた学校の取組みが計画通りに進んでいるのか、(イ)目指す子ども像や子どもたちに身につけさせたい力という目標が実現に向かっているのか、(ウ)重点的に取り組むべき課題があるときに、その課題の解決に向かっているのか、を確認し、次年度にむけて基本方針に修正点はないか判断します(①)。この判断を尊重しながら校長は次年度の基本方針を定めて提案し、協議会は承認できるかどうか審議・決定を行います(①)。

このような一連の評価の過程を毎年度の学校運営協議会の会議でたどり、学校と地域が協働して取り組む目標や課題を設定し、目標の実現や課題の解決に自律的に取り組み、その状況を振り返ってよりよいものへとつなげていくことで、コミュニティ・スクールとしてのガバナンスを確立することが、学校運営協議会には求められています。

学校運営協議会の年間の会議を通じた評価活動

学校経営方針の承認と活動計画の確定(②)のために年間を通じて学校と子どもの様子を把握・共有(①)



「学校運営の基本方針」から「コミュニティ・スクールのグランドデザイン」へ

現段階では、学校運営協議会が承認する「学校運営の基本方針」(それを簡潔に示した学校のグランドデザイン)は保護者や地域の意見を聴取しながら学校長が作成しており、一般的には学校の教職員が児童生徒の育成目標の実現に向けて何をするのか、が書かれています。地域の役割はそのような学校の活動を支援(下支え)するものとして位置付けられているにすぎません。しかし、コミュニティ・スクールでは「地域とともにある学校づくり」と「学校を核にした地域づくり」の両方を目指し、児童・生徒、保護者・地域も学校内外での主体的・自律的な活動を通じて目標実現や課題解決に取り組む

ことが期待されます。したがって、コミュニティ・スクールとしてのガバナンスを確立するためには、目標の実現や課題の解決に向けて、関係者それぞれがどのようなことに取り組むのが明確になるような「コミュニティ・スクールのグランドデザイン」を作り上げていくことが将来的な課題となっています

(右図三鷹中央学園アクションプラン参照)。

中央学園スマイルアクション!

2023年10月17日(水)更新

共通テーマ	子どもの取組	学校での取組	家庭での取組	地域での取組
【学習】	知りたいことは自分で調べよう	知りたい!やりたい!を引出そう	集中して勉強できる環境を子どもにつくろう	学習支援ボランティアや地域のボランティアなどに参加しよう
【本に親しむ】	いろいろなジャンルの本にふれてみよう	いろいろなジャンルの本にふれる機会を増やそう	家族で本について語り合おう	
【チャレンジ精神】	やりたいことにチャレンジしてみよう	チャレンジができる学級をつくろう	子どもの相談に乗りチャレンジを見守ろう	(伊原は子ども心身の健康を育むための地域のクラブ活動などの連携を目指す)
【生活習慣】	めあてをもった生活リズムで暮らそう	めあてをもった生活リズムの大切さを伝えよう	子どもに合った生活リズムのめあてをいっしょに考えよう	
【自己肯定感】(自分を好きになる)	自分も友だちもよいところを見つけ伝えよう	おたがいのよさを認めあえる学級をつくろう	子どものよいところに注目しよう	子どもたちのよい行動を見つけたら学園に伝えよう
【感謝】	感謝の気持ちを自分から伝えよう	感謝の気持ちを伝え合える学級をつくろう	感謝の気持ちを率先して伝えよう	
【あいさつ】	あいさつは自分からしよう	あいさつができる学級をつくろう	率先してあいさつをしよう	
【役割の理解】	自分の役割を理解して責任をもって取り組もう	役割を理解し責任をもって取り組めるようにサポートしよう	家庭での子どもの役割をいっしょに考えよう	
【地域イベント】	積極的に地域イベントに参加しよう	地域イベントやボランティア活動の魅力を伝えよう	子どもといっしょに地域イベントに参加しよう	子どもが参加しやすいイベントを企画しよう

4つの「目指す学園生徒」を実現するために、学校・家庭・地域そして子どもたち自身が、それぞれの立場で話し合い、できることを具体化したものです。みんなで取り組んでいきましょう。

2021年夏 児童生徒・保護者・地域・学校に向けてアンケートを実施 ● 2022/5/18 第一回協議会で先生方・CS委員と意見交換 ● 2022/9/3 第二回協議会で先生方・CS委員と意見交換
 ● 2022年9月下旬にPUAP改訂の案を取りまとめ ● 2023/1/31 代表委員交流会で先生・児童の代表から意見聴取 ● 2023/2/17 のCS委員会でのPUAP改訂版(2023年2月時点)承認

都留市が目指すコミュニティ・スクール

学校づくりは人（ひと）づくり、 人（ひと）づくりは郷土（ふるさと）づくり

子どもたちを育む学校づくりを核にしながら、“みんな”が地域づくりに参画できるきっかけを作っていく、人と人とが触れ合い、相互理解を深め、それぞれの境遇や課題が、それぞれに「自分ごと」へと変わっていく。「〇〇のために・・・」、互いを思う思いが、「ひと」を創り、「ふるさと」を創っていく。そうして醸成される、子どもたちをめぐる“信頼と愛着の輪（つながり）”と、それがいつまでも連鎖し続ける好循環の創出が見込める、学校づくり・地域（郷土）づくりに、コミュニティ・スクールが貢献していくことを期待しています。

Let's~!

コミュニティ・スクール推進のための3つの合言葉

郷有(共有)

～多様な主体間で、目標やニーズ、資源を共有～

「地域とともにある学校づくり」を進めるには、保護者や地域の方々にとって、学校が身近で親しみやすい場であることが重要です。学校は地域に開き、子どもたちが学校教育や地域教育の中で、のびのびと育まれるよう、「目指す子ども像」といった目標や、それぞれのニーズや課題、地域の歴史、文化、自然、産業、人財といった資源、そして、知り合い学び合える時間等、あらゆるものを「共有」していきましょう。それが、「地域とともにある学校づくり」の出発点となります。

郷創(共創)

～多様な主体によって、子どもたちが幸せになれる地域を創る～

コミュニティ・スクールは、それを導入することが目的ではなく、その仕組みを使って、一人一人の子どもが幸せな人生を歩んでいけるよう社会総がかりで子どもを育み続ける取り組みです。そのため、“支援”“参加”から“協働”“共創”へと意識を移行することが大切です。年齢や立場といった境界線を越えて一体となり、互いの強みやリソース（資源）、ネットワーク（つながり）を生かして、新たな学校づくり、地域づくりを進めていきましょう。その際、息切れを起こさないよう、スモールスタートで、等身大の形を目指すことが重要です。

立場が違えば、価値観も違います。「いかしあう土壌」、「焦らない力」、「地域が動くという確信」を互いに持ち、時間をかけ丁寧に対話を積み重ね、一体的・包括的に地域や学校、子どもたちの実態に対し最適な形を模索しながら、協働や信頼を「共創」していきましょう。

郷育(共育)

～多様な主体によって、子どもたちと地域の未来を育む～

今の子どもたちは、20年後の未来を担います。その時、子どもたちがよりよい未来を創造していけるように、今私たちにできることは、一人一人が手と手を取り合い、持続可能な地域づくりの第一歩を踏み出していくことです。“学校”という場を地域と共に盛り立てていくことができれば、子どもたちの拠り所や地域の拠点となり、よりよい未来を築く礎となっていくでしょう。そして、そうした、地域と学校の協働により生まれた、人と人とのつながりや関わり合いこそが、子どもたちの安心につながり、愛着に変わり、自信になり、未来の原動力となっていくでしょう。同時に、子どもたちを育む地域の輪(つながり)こそが、「共生社会」の実現への足掛かりとなります。

私たちが共に育むのは、「子どもたちと地域の未来」です。

「OK！」
ではなく、
「Let's！」



学校と地域の「連携・協働」により実現したいこと

子どもたちにとって・・・



- ・地域のことをよく知っている方や専門的な仕事に関わっている方に教えてもらうことで、**学びや体験活動が充実!**
- ・様々な考えや価値観を持つ人と交流することで、**多様な視点**を得たり、**自己肯定感**や**他者を思いやる心**が育まれる!
- ・いつも地域の方に見守ってもらっているという**安心感**を得ることができる!
- ・地域の方と一緒に地域のことを学ぶことで、**自分の地域のことが好きになる!**

保護者にとって・・・



- ・保護者同士や地域の方々との**人間関係の構築**につながる!
- ・学校や地域に対する**理解が深まる**とともに、**地域の一員であることを再認識**できる!
- ・子どもが**地域の中で育てられていることへの安心感**が生まれる!

地域にとって・・・



- ・地域と学校の垣根を超え、子どもたちや学校との関わりの中で、相互理解が深まり、**様々な新しい楽しさや学びを発見!**
- ・学校を通じた交流が活発になり、経験を活かすことで、**自己有用感の向上**や**生きがいつくり**などにつながるとともに、学校が**地域のよりどころ**になる!
- ・顔の見える関係づくりがなされ、**地域の安全をみんなで守る**という意識が高まる!
- ・学校を核とした**地域ネットワーク**が形成され、広がるとともに、地域力の向上が期待でき、**人づくり・地域づくり**へとつながる!

教職員にとって・・・



- ・**地域人財を活用した教育活動が充実し、「社会に開かれた教育課程」の実現が可能**となり、その教育の質の向上による**子どもの意欲が向上!**
- ・地域や保護者と顔の見える関係になり、**学校の理解者や協力者が増える!**
- ・子どもたちの成長を見守り、応援する人口が増え、**責任や役割が分割**され、**風通しの良い学校運営の実現へ!**
- ・地域の理解、協力により、**子どもと向き合う時間を確保!**

第2章

学校運営協議会設置推進委員会の設置

学校運営協議会設置推進委員会とは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進するための組織です。こちらでは、その制度等の説明を行います。

学校運営協議会設置推進委員会の設置・委員委嘱

設置と委員委嘱の流れ(事務手続きや様式の詳細は P21 に掲載してあります。)

【校長⇒教育委員会】（都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱第1条）
「(様式第1号) 学校運営協議会設置推進委員会の設置について (具申)」の提出
【校長⇒教育委員会】（要綱第3条）
「(様式第2号) 学校運営協議会設置推進委員推薦書」の提出



【教育委員会⇒学校運営協議会設置推進委員会委員】（要綱第3条）
設置具申書及び推薦書の内容を確認し、教育委員会議での承認後、他の委員も併せて委嘱状を交付

委員の定数

「都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱」第3条（P30）の規定により、委員の人数と任期が定められています。設置推進委員会委員は、地域に広い人脈を持ち、気軽に相談できる方を選定することが望まれます。また、設置推進委員会委員が、そのまま学校運営協議会委員に就任することも可能です。

人数についても、まずは核となる方を選任し、スモールスタートした後に、徐々に人数（仲間）を増やしていくことも可能です。

◆ 人数・対象

15人以内で次の者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命します。ただし、二つ以上の学校で一つの委員会を置くとき、または、二つ以上の学校が統廃合等により一つになり新たに委員会を置くときの委員数は、15人に学校数を乗じて得た数とします。

- ・ 通学区域内の住民
- ・ 在籍する児童又は生徒の保護者
- ・ 校長
- ・ 教職員
- ・ 識見を有する者
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ その他教育委員会が必要と認める者

◆ 任期

学校運営協議会が設置されるまで

委員候補となる方々(参考)

◆ **保護者** P T A役員、元役員等

◆ **地域住民**

学校評議員、地域協働のまちづくり推進会・自治会・老人クラブ・育成会・スポーツ少年団等の役員、民生委員・児童委員、学校同窓会、学習サポーターなどのボランティア、放課後子ども教室・放課後児童クラブ（学童保育）の指導員、青少年育成カウンセラー、交通安全協会役員、スクールガード、地元の民間企業関係者、地域の行政職員（O B・O Gを含む）、地域コミュニティセンター所長、社会福祉協議会関係者、防災リーダー、伝統芸能保存会、N P O団体職員、当該校または当該地域出身の大学生、塾などの居場所となっている場の関係者、学校でのボランティアに積極的に関わっている方等

◆ **教職員**

教頭・教諭・地域連携担当等

◆ **学識経験者**

現職私立学校・幼保職員、現職公立学校・幼保職員、元学校・幼保職員、大学教員、市職員、教育支援センター職員等

◆ **地域学校協働活動推進員**（あるいはその候補となる方） 等

委員には、普段から子どもたちとの関わりを持っている方や、地域と学校の声を双方に伝えてくれる地域の有力者、児童生徒や教職員のニーズに基づいた人財にお願いするのが理想です。学校評議員を中心とした関係者からの推薦としてつないでいただくのも効果的です。校長・地域関係者の、思いのある選任を行ってください。

なお、組織の「代表」にこだわる必要はありません。好事例として、保護者を全体に対して3分の1程度入れる、ゆかりのある大学生等の若者を入れるなどがあります。

最終的に委員とならない場合もあり得ますが、良き相談相手となってくださる方もいらっしゃるかもしれません。理解促進にもつながるので、この機会に積極的に声かけを行ってください。

依頼の際には、事前に教育委員会に情報共有をお願いいたします。人選や依頼が困難な場合には、地域のコミュニティセンターや教育委員会に相談をしてください。

また、委員就任の依頼前には、委員長及び副委員長（学校運営協議会になる際には会長及び副会長）に推薦したい方も併せてご検討ください。（その点、第1回学校運営協議会設置推進委員会の際に立候補や推薦を募る方法もあります。）

運営形態に関して

A 学校独自で組織	メリット	各校の特色を活かし、活動の小回りが利く
	デメリット	狭い地区内での連携となり、小中連携がとりにくい
B 中学校区で組織 ・運営協議会が同一メンバーで組織	メリット	小中連携が図れ、地区内の多数の組織と連携も取りやすい
	デメリット	小中の微妙な教育の違いに対応しにくい
C 中学校区で組織 ・各校の学校運営協議会委員のうちの代表理事が「合同運営協議会」として、一堂に集う形態	メリット	各校の小回りも利き、広く地域の協力も得やすい
	デメリット	理事の方の負担が大きい
D 中学校区で組織 ・中学校の協議会に小学校の代表理事も参加する形態	メリット	小中の特性も行かせ、小中連携も図れる
	デメリット	小学校の理事の負担が大きい

異校種間で「連携・協働」をしていくことは重要です。しかし、特に地域人財は重複する可能性があります。まずは、それぞれの学校や地域の特性・事情・ニーズを踏まえ、キーパーソンとなる関係者で集まって各種検討を行うところから始めてみてください。

既存の仕組みをベースとした学校運営協議会制度へ

「学校評議員」等、既存のさまざまな学校支援の取り組み等は、**学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取り組み**です。それをベースとし、コミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取り組みも一層充実していきます。

	学校運営協議会	学校評議員	P T A
法令上の根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（努力義務）	学校教育法施行規則第49条「・・・置くことができる」（任意設置）	なし（任意設置）
目的	保護者や地域住民等が一定の権限をもって、学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子どもたちと健全育成や学校運営の改善に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校として説明責任を果たす。	子どもの健やかな成長を図ることを目的に、保護者と教職員が協力し、学び合う。
位置づけ	法律に基づき教育委員会より委嘱又は任命された委員が、一定の権限と責任をもって、学校運営とそのために必要な支援について協議する合議体の機関。	・校長が必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞く。 ・合議体ではない。	・任意団体 ・合議体ではない。
任命委嘱	校長が推薦し、教育委員会が委嘱又は任命（委員の身分が、非常勤特別職の地方公務員）	校長が推薦し、教育委員会が委嘱	任意加入
主な内容	① 学校運営に関する基本的な方針について承認する。 ② 学校運営に関して教育委員会または校長に意見を述べるができる。	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる（学校関係者評価を含む）	・学校行事のサポート ・防犯パトロール ・広報活動 ・講演会や学習会の開催など
人数	教育委員会が定める。	5人を基準に校長が定める。	P T A会則で定める。
報酬	あり	設置市町村の定めるところによる	会則の定めるところによる

なお、学校運営協議会への移行に伴い、評議員制度は廃止、学校関係者評価は学校運営協議会で一体的に展開（実施）となります。

第3章

学校運営協議会の設置

続いて、学校運営協議会の設置に係る制度等の説明を致します。

学校運営協議会の設置・委員委嘱

設置・委員委嘱の流れ

【校長⇒教育委員会】（都留市学校運営協議会規則第1条）
「(様式第5号) 学校運営協議会の設置について(具申)」の提出
【校長⇒教育委員会】（規則第8条）
「(様式第7号) 学校運営協議会委員推薦書」の提出



【教育委員会⇒校長】（規則第3条第2項）
設置具申書の内容を確認し、教育委員会議で承認後、「(様式第6号)「学校運営協議会設置通知書」を交付
【教育委員会⇒学校運営協議会委員】（規則第8条）
推薦書の内容を確認し、教育委員会議での承認後、他委員も併せて委嘱状を交付

委員の定数(同規則第8条)

協議会は、委員15人以内をもって組織します。なお、二つ以上の学校に一つの協議会を置くときの委員数は、10人に学校数を乗じて得た数以内とします。ただし、この場合（二つ以上の学校が統廃合等により一つになり新たに協議会を置く場合を含む。）でも、最初の任期中の委員数は、15人に学校数を乗じて得た数とします。

例① A小学校とB中学校が別々の協議会を設置し合同で会議する場合

A小学校15人以内+B中学校15人以内の30人以内

例② A小学校とB中学校が合同で一つの協議会を設置する場合

最初の任期2年間は30人以内、次の任期は20人以内

例③ C小学校と統合したD小学校が新たに協議会を設置する場合

最初の任期2年間は30人以内、次の任期は15人以内

委員の任期(同規則第9条)※令和8年3月25日改正

委員の任期は2年(ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、1年を超えない範囲内で任期を調整できる。)とし、再任を妨げません。また、委員を補充するため新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該協議会の委員の任期が満了する日までとします。

報酬等(同規則第 11 条)

◆ 報 酬

1 回 5,000 円 (都留市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例)

◆ 支給除外

当該学校の教職員及び業務上の充て職として任命される市職員 (会計年度任用職員を含む。以下同じ。) は、本来の業務として携わることになり、通常の勤務時間内においては給与が支給されているので、報酬を受給することはできません。ただし、これらの職員が通常の勤務時間外に会議等に出席した場合には、時間外勤務手当、週休日の振替又は時差出勤にて対応します。

市費教職員及び市職員が本来の業務以外の役職等 (自治会長、地域団体役員等) の立場で委嘱された場合は、年次有給休暇の「休暇願」 (通常の勤務時間外であれば不要) を所属長に提出するとともに、当該委員就任に関する「兼業許可申請書 (職員用)」又は「兼業届出書 (非常勤職員用)」を、所属長を経て任命権者に提出することにより、受給が可能となります (都留市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則)。

市職員の委嘱区分	勤務時間内	勤務時間外	備 考
本来の業務 (充て職)	給料の支給内	時間外勤務手当等	時間外勤務手当は所属課で支給
地域団体役員等	休暇取得し、報酬受給	報酬受給	兼業許可申請書又は兼業届出書提出

委員の構成(同規則第8条)

委員は、次の者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命します。

- ・ 通学区域内の住民
- ・ 在籍する児童又は生徒の保護者
- ・ 校長
- ・ 教職員
- ・ 識見を有する者
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ その他教育委員会が必要と認める者

委員候補となる方々に関しては、P13 をご参照ください。

企画・運営

構想・計画

◆ 研 究

CS事業に関する研究には、現行の市内小中学校や市外の先進事例、各種研修会等を活用してください。また、学校内外の課題、ニーズ、そして資源や特色等を把握していくことも重要です。

◆ 構 想

学校内外の課題やニーズ、資源を元に、「なんのために行うのか」、「あるものをどう活かせるか」、「どんな人財が望まれるか」、「そのために学校内外でどんな協働体制を整備していきたいか」、「そのためにどんな熟議を行っていきたいか」、その他、人選、視察、学習会、校内研修、各種課題、学校教育のどの部分に位置付けていけるか（焦点化）、といったように構想を練っていきましょう。その際、設置前、設置後、1年目…といった時間軸で構想し、マイルストーンを作成することも効果的です。ある程度練った後には、アドバイザーや教育委員会、地域の有力者にも、共有をして相談しましょう。

◆ 年間計画

開催日程：教職員や児童生徒の出席は、協議及び協働の活性化につながります。毎回教職員が多く出ている協議会は、学校と地域の相互理解や関係性の構築及び実質的活動がスムーズに促進されていく傾向があります。最低年に1回は、教職員等が多数出られる日程調整を行うことを推奨します。また、気軽な場における懇親会等の開催もご検討ください。

開催回数：原則として年間3回以上の実施としますが、4回以上を推奨します。規則に基づく「学校経営方針の承認」や「学校評価」といった協議以外にも、熟議や取組、関係性における進展を感じられるには、3回では不足する可能性が高いです。文科省CSマイスターの推奨は最低5回、先進事例である東京都三鷹市は12回です。現在、都留市は1校につき、年4回分の謝金予算を確保しています。

開催場所：多目的室や特別活動室といった、気軽なコミュニケーションやグループワークが行いやすい教室の使用を推奨します。地域コミュニティセンターを活用する例もあります。※場づくりの工夫に関して、P26以降をご参照ください。

熟 議：※P23以降の「熟議」をご参照ください。

(参考1) 学校運営協議会設置までのスケジュール例

4月	学校における方針決定	10月	補正予算要求・次年度予算要求【教委】
5月		11月	
6月	設置推進委員選定【学校】	12月	学校運営協議会委員選定【学校】
7月	設置推進委員委嘱【教委】 第1回推進委員会【教委】	1月	学校運営協議会委員委嘱【教委】 第1回学校運営協議会【学校】
8月	先進地視察【学校・教委】	2月	
9月	※適宜設置推進委員会開催 【学校】	3月	最後の学校評議員会(現年度評価)【学校】 第2回学校運営協議会【学校】 (次年度学校経営方針の承認等)

あくまで一例です。年度途中で学校運営協議会を設置することも可能です。学校経営方針は年度末又は年度初めに決定することが必須となっています。

(参考2) 学校運営協議会 各回の主な内容と委員の評価活動

～学校運営協議会委員の学校運営協議会の運営への参画のために～

	協議会	評価活動
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・経営方針の(再)確認 ※前年度中に経営方針は承認済み ・学校運営協議会委員の役割の(再)確認 ・目標実現にむけての活動計画(学校・PTA・地域)の確定 	子どもたちの観察 地域への働きかけ
第2回 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の進捗状況の確認 ・学校内、家庭、地域での子どもたちの様子を共有 ・活動計画見直しの必要性の検討 ・次年度に向けての課題の有無の検討 	子どもたちの観察 地域への働きかけ 見取り
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の進捗状況の確認 ・学校内、家庭、地域での子どもたちの様子を共有 ・次年度の経営方針の承認 ・目標実現にむけての活動計画(学校・PTA・地域)の検討 	評価

(作成：山梨大学 大学院総合研究部 大学教育・DXセンター教授 日永龍彦 作成)

◆ 補助金の活用

「都留市魅力と特色ある学校づくり推進事業費補助金」は、学校の伝統や校風、地域の歴史や文化、産業などを生かした創意ある教育活動の実践のために用いていただくものです。要綱第3条第3号により、学校運営協議会及び学校運営協議会設置推進委員会に係る事業も補助の対象となります。年度初めに市教委に対し、補助申請を行ってください。その使い道に関して、奨励されるものは以下の通りです。最も効果的な活用方法を、協議会や代表者会議等で検討し、効果的な活用を行ってください。

項目	内容(例)	想定される場面
人件費・謝金	講師への謝礼、ボランティアの交通費、活動コーディネーターの人件費等	・地域の力を借りた学習支援、体験活動の充実 (地域人財を招いた特別授業やワークショップの開催等)

消耗品費・備品費	活動に必要な文房具、教材、工具、清掃用具、備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備を通じた学校と地域の交流促進（学校菜園や花壇の整備、DIY活動の実施等） ・子どもたちの安全・安心を守るための活動（見守り隊の活動支援と防犯・防災教育の実施等）
広報費	チラシ、ポスター、広報誌、ウェブサイトの作成費用等	
イベント実施費	地域イベント、学習会、講演会、交流会などの会場費、材料費等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの活性化に貢献するイベントの開催（地域の伝統文化を学ぶお祭りや世代間交流行事等）

運営の要点

◆ 周 知

委員会/協議会の開催約1か月前に開催通知（様式第4号・12号）を送付するとともに、保護者や地域住民へは、学校だよりや学校のホームページ等で周知します。なお、「都留市学校運営協議会規則」第14条第1項により、会議は原則公開となります。委員以外の地域、保護者、教職員、児童生徒への理解促進のため、時期を見て、開催の周知や傍聴、熟議参加の呼びかけの検討を協議会で行ってください。

◆ 事前打合せ（重要）

委員会/協議会開催前には、学校管理職、委員長/会長等の地域のキーパーソン、アドバイザー等の、事前打合せの場を持ちましょう。各種コンセンサスを図り、具体化への検討、当日の役割分担をするなど、委員会/協議会当日の有効的な運用を目指すことができます。また、そうして、正副委員長（正副会長）をはじめとした地域人財の方々が徐々に企画・運営のプロセスに関わることで、学校側のねらいや課題感を享受しながら、双方が主体的に、一体となって委員会/協議会を運営していくことができます。

<議題例> 中期的計画の確認、前回の振り返り（成果と課題）、今回の目標、次第（流れ）の確認、出席者の確認、熟議のテーマ、役割分担（受付、司会進行、熟議ファシリテーター、グループファシリテーター、会議録作成者等）、会議資料や作成者の確認、その他当日の準備物、告知方法 等

◆ 事前準備

<例> 次第作成、座席表や振り返りアンケート等各種資料作成、熟議準備等

◆ 事 後

開催後、要点をまとめた会議録を作成し教育委員会に報告するとともに、児童生徒や教職員、保護者、地域住民等に対し、協議内容等に関する情報提供を積極的に行ってください。また、開催時の協議や熟議等の成果と課題を次回以降へ生かしていくための方法として、代表者間での振り返りや次回の検討、成果物の活用といったものが挙げられます。

事務手続き

◆ 学校運営協議会設置推進委員会関連

設置	・様式第1号「学校運営協議会設置推進委員会の設置について」(学校→市教委)
委員	・様式第2号「学校運営協議会設置推進委員会委員推薦書」(学校→市教委)
開催	<p><開催前></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号「第1回学校運営協議会設置推進委員会開催通知」(教育長→委員) ※最初の委員会は、教育長が招集します。 ・様式第4号「第2回以降学校運営協議会設置推進委員会開催通知」 (委員長【学校】→委員) <p><開催時> ・会議録の作成 (事務局※市教委または学校)</p> <p><開催後> ・出席名簿、会議録の作成と共有 (事務局※市教委または学校)</p>

◆ 学校運営協議会関連

設置	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第5号「学校運営協議会の設置について」(学校→市教委) ・様式第6号「学校運営協議会設置通知書」(市教委→学校)
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第7号「学校運営協議会委員推薦書」(学校→市教委) ※任期途中の委員交代時にも必要です。特に年度初め、充て職の委員が所属組織の役職変更で交代する場合や、委員に就任している教職員が人事異動により交代する場合も、新たに委嘱する必要があります。人選後、速やかに追加の推薦書のご提出をお願いします。 ・様式第8号「個人番号確認書類貼付台帳」(市教委⇔委員) ・様式第9号「口座振替支払申込書」(市教委⇔委員) ・様式第10号「兼業許可申請書」(職員用)又は「兼業届出書」(非常勤職員用) ※詳細はP17を参照してください。(市教委→委員→所属長→任命権者)
開催	<p><開催前></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第11号「第1回学校運営協議会開催通知」(学校長→委員) ※会長が互選される前に招集する会議は、学校長が招集します。 ・様式第12号「第2回以降学校運営協議会開催通知」(会長【学校】→委員) ・教育委員会へ開催日程の通知(学校→市教委) ・会議次第、看板、傍聴受付簿等の準備(学校) <p><開催時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録の作成(様式任意)(事務局※学校) <p><開催後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ出席名簿、会議録の提出(事務局※学校→市教委) ・報酬の支払い※出席名簿が必須(市教委→委員)
年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第14号「活動状況報告書(年度末)」の提出(学校→市教委) ・学校評価報告書等の提出(学校→市教委) ・次年度学校運営の基本方針(案)の作成(学校)

その他、運営関連事項

◆ 外部アドバイザーの起用

以下は、これまでの都留市における外部アドバイザーへの依頼内容の例です。

	依頼内容	概要
都留市 案件	学習会 (複数校対象)	ご講演 例) コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会の運営と委員の役割について
各学校 案件	学習会	学校や学校運営協議会の段階や課題、ニーズ応じたご講演
	事前相談	学校運営協議会設置推進委員会の立ち上げ前より、今後のスケジュールを含む方向性等、学校の疑問や課題感・構想に関するご相談
	事前打合せ	学校運営協議会設置推進委員会及び学校運営協議会の事前打合せ 例) 前回の振り返り※2回目以降の場合、次第(流れ、内容)、今後の計画等
	熟議ファシリテーター	学校運営協議会設置推進委員会及び学校運営協議会の熟議におけるファシリテート
	ご講評	会の終盤におけるまとめやご助言

◆ 学校間の情報共有・情報交換に関して (お願い)

都留市すべてのCSの持続発展への足掛かりとして、各学校運営協議会の経験を記録・共有し、都留市におけるノウハウを構築・活用することで、地域の枠を超えた相乗効果を発揮していきましょう。以下の点に関してご理解とご協力をお願いします。

- 学校運営協議会及び設置推進委員会に関連する作成資料の共有フォルダへの保存
※他校に公開できる範囲とし、取扱注意のものに関してはその旨をデータ名に記して下さい
- 他学校運営協議会の経験やノウハウを活かし、一体的にアップデートを行っていく

～各学校運営協議会及び設置推進委員会の記録 共有フォルダ～

共有フォルダ場所	外部共有>01 市内共有>001 教育委員会>11 学校運営協議会(CS)>各学校 内
----------	---

熟議

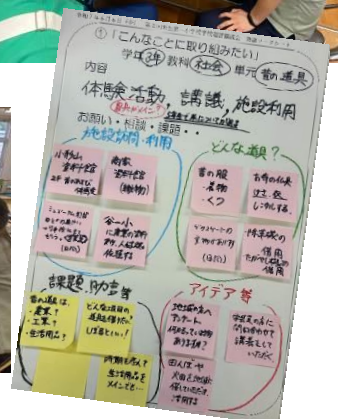
「地域とともにある学校」の備えるべき機能として、「熟議」・「協働」・「マネジメント」の3つの要素が必要です。学校と地域が相互に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら一緒に子どもたちの成長を支えていく。「熟議」はその、中心的機能と言えます。

熟議とは、多様な当事者（児童生徒・保護者・地域住民・教職員等）が、「情報共有」や「アイデア出し」、課題やビジョン等に関する「熟慮」、「議論」を重ねながら、理解や関係性の構築、学び合い、課題解決等を目指す対話のことです。様々な立場の方々がテーブルにつくことで、それぞれの視点や経験が生かしながら、新しいアイデアや考え方が生まれ、互いが果たすべき役割への理解が深まるとともに、それぞれの役割に応じた解決策や方策が洗練され、個々が納得して、子どもたちの育みや課題解決に向けて取り組むことができるようになります。



先を見通した計画を立てつつ、各回の内容（委員や教職員等の参加者の振り返り、成果や課題等）を受け、柔軟に次回へ活かすことが重要です。

なお、熟議を用い、「目指す子ども像」といったコミュニティ・スクールとしての目標やランドデザインを、多様な主体で協働して作成するには、数年間の積み重ねが必要です。まずは、理解や関係性の構築を目指しましょう。年度末に「承認」を得るために、目標を無理に作成する必要はありません。初期は学校の提案をもって目標とするのが一つの方法です。



熟議テーマ（例）

熟議テーマは、学校運営協議会及び設置推進委員会の段階や学校と地域の状況に応じて、変化・発展していきます。以下、その変遷の一例です。

第1フェーズ 【情報交換】【理解構築】【関係性構築】

第2フェーズ 【目標設定】【実践準備】【体制整備】【課題解決】

以下、その具体例になります。

目的・結果	具体例
第1フェーズ 【情報交換】 【理解構築】 【関係性構築】 ※第2フェーズへ展開 した後も継続	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>子どもの様子</u> ※それぞれの立場の視点を取り入れる ◆ <u>学校（教職員、児童生徒）、家庭、地域の状況（課題やニーズ）</u> ◆ <u>ヒト、コト、モノの地域リソースを知る</u> ※児童生徒や教職員の出席を推奨（既存の地域学習等、機会の活用も考慮） ◆ <u>子どもたちや教育に取り入れたい地域の魅力</u> ※段階に応じて、その際の課題と解決策も検討 ◆ <u>（昔と違う）今、求められている教育について</u> ◆ <u>児童や教職員の願いと、それに対して地域や家庭でできること</u> ※当事者参加の上、発表や相談会（グループ移動式熟議等）を推奨（P25 参照）
第2フェーズ 【目標設定】 【実践準備】 【体制整備】 【課題解決】 . . .	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>目指す子ども像</u> ※当事者となる児童/生徒の代表や教職員の参画を推奨 ※地域・保護者・学校（教職員・児童生徒）間の相互理解の構築の段階に応じて進めていく。そのため、CS 導入初期は数年間かけて作成することを推奨（それまでは、学校からの提案といった方法が考えられる）。作成した後にも、毎年、評価活動に基づく見直しやアップデートを行っていく。 ◆ <u>目指す学校、家庭、地域像、目指す関わり方、行動目標等</u> ※目標を共創・共有の上、各当事者が主体的に検討、決定することを推奨 ◆ <u>リソースと、課題・ニーズとのマッチング</u> ◆ <u>目標達成に向けた活動実践の検討</u> ・全体で連携できることと、各個人や団体に自立的にできること ・児童生徒らが地域でできること ※目標を共創・共有の上、当事者が主体的に検討、決定することを推奨 ◆ <u>目標達成に向けた協働体制整備の検討</u> 例) 分科会、PTA 組織との連携、各種団体との連携、地域コミュニティセンターとの連携、地域コーディネーターの発掘、地域ネットワークの把握 等 ※教職員（学校）の課題感やニーズに基づき、委員中心に検討することを推奨 ◆ <u>目標達成へ向けた協働システムの検討</u> 例) 学校内拠点づくり、人財/プログラムバンクの作成、子どもの意見箱設置等 ◆ <u>学校や地域の具体的課題の解決</u> 例) 教員の働き方改革の推進、安全防犯対策、地域防災、地域文化の振興、社会に開かれた教育課程の編成、異校種間の連携、居場所づくり等

熟議の展開例

◆ 大まかな流れ（約60分）※グループ隊形

	分	内容
趣旨説明	5	前回の振り返り 目的やグラドルール（熟議の心得）の確認 等
テーマに係る情報共有	5	テーマについての知識・背景を共有
熟議（前半）	20	（自己紹介）、付箋を用いて意見をたくさん出す（ブレインストーミング）、分類
熟議（後半）	15	前半で出た意見について、方向性を持って話し合う
グループごとの発表	5	各グループが1分程度でまとめ、全体で発表（または違うグループの意見を見て回る）
振り返りやフィードバック	5	この時間の話し合いによってどんな学びや発見が生まれたかなどを振り返る
まとめ	5	アドバイザー等のフィードバック 実践へ向けた方向立て

（事例）令和7年度第1回禾生第一小学校学校運営協議会（6/6）熟議

形式：グループ移動式熟議（60分間）

テーマ：～何ができる 誰とできる どのようにしてできる～

- ・各学年の教員から取り組みたい活動について発表と説明
- ・地域のかをどう生かせるか（人、支援方法等）

ファシリテーター：山梨大学 日永龍彦先生

	分	内容
趣旨説明	2	教員は学年ごとにテーブル待機（1名×全6学年/テーブル） ※前半、委員4グループ（4名×4）がテーブルを回っていく ※前半、学年2テーブルは常に待機や他学年の様子見
先生方の願い	12 (2×6)	全体に対し、1学年2分以内で発表 ※委員さんは聞きながらメモをとる
前半	24 (4×6)	相談と情報提供（グループで、各学年のテーブルを回る×6回）
後半	10	小さなアクションから始められる実施計画の相談、実現に向けた手順や手立てをみんなで考える（作戦会議） ※委員は個々で判断して何らかの支援ができそうなテーブルにつく
発表	12 (2×6)	学年ごとに方向性や感想の発表
まとめ	2	日永先生によるまとめ

※市内実践例に関する「学校間の情報共有」に関しては、P22をご覧ください。

コラム3 対話と信頼を積み上げるための場づくりの工夫

「学校運営協議会の形骸化の要因」というものに、次のようなものが挙げられています。

1. 学校運営協議会が年3回以下
2. 特定の委員（または校長）ばかりが発言
3. 学校側の報告・説明が多く、協議が無い

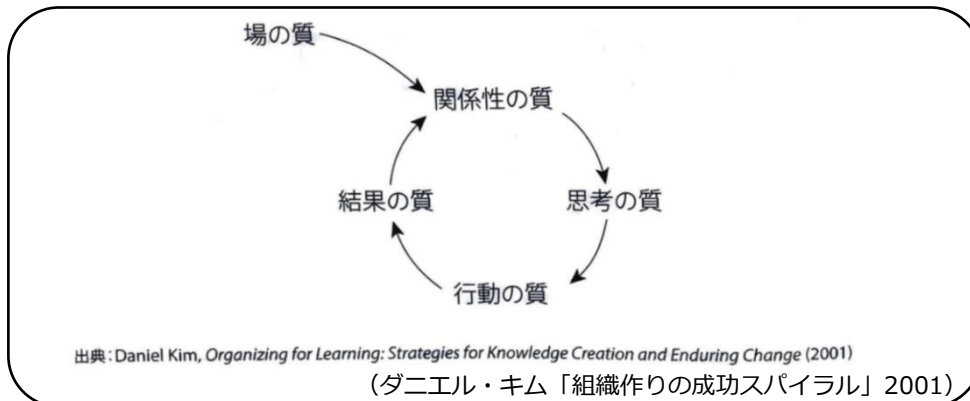
「コミュニティ・スクール制度化20周年記念フォーラム（令和7年2月28日）」貝ノ瀬滋氏資料より引用

また、「目標の実現を阻害する5つの要因」として、

1. そもそも対話の場がない
2. 当事者の固定観念が強固である
3. 意見が分かれ合意が形成できない
4. 目標が自分ごとになっていない
5. 知識や創造性が不足している

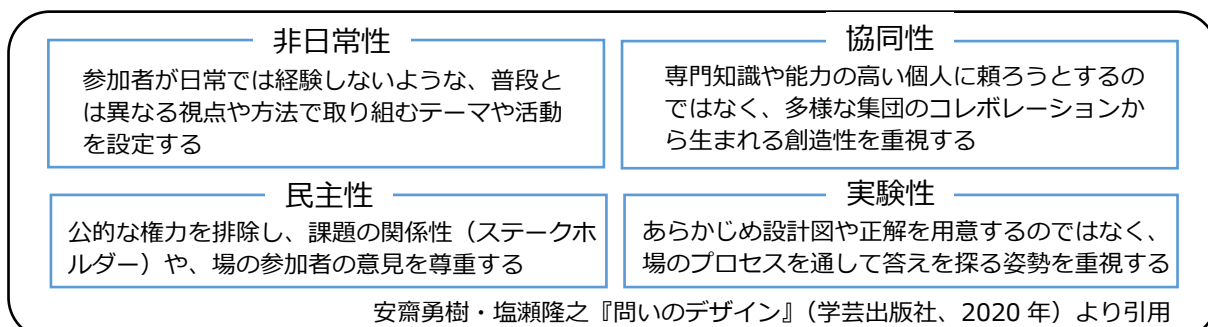
安齋勇樹・塩瀬隆之『問いのデザイン』（学芸出版社、2020年）より引用

といったものが、考えられています。これらの課題を乗り越え、子どもたちをめぐる“信頼と愛着の輪”を構築するためには、児童生徒・教職員・保護者・多様な地域人財・その他関係者など、様々な立場・分野・年齢の人々が集まる委員会/協議会で、**その多様性を活力とするための「場のデザイン（場づくりの工夫）」**を行うことが、一つの重要な手立てとなります。



上図は、「場の質」が高まることによって、「関係性の質」が高まる（対話や交流を通じて信頼が深まる）⇒「思考の質」が高まる（多様な視点から気づき生まれる）⇒「行動の質」が高まる（自発的に行動し協働が進む）⇒「結果の質」が向上する（結果が良くなる）⇒さらに「関係性の質」が良くなる、という「組織づくりの成功のスパイラル」と呼ばれるものです。ゆえに、「場の質」を高める工夫を講じることは非常に重要な価値があると言えます。

その工夫を講じる際、参考になる「ワークショップ（普段とは異なる視点から発想する、対話による学びと創造の方法）の4つのエッセンス」には次のようなものが挙げられます。



以上を踏まえ、また、都留市コミュニティ・スクールにおける熟議の実践知も盛り込み、学校運営協議会における「質の高い場づくり」のノウハウを0～6にまとめます。

① 多様な参画者

学校と地域の協働には、**共通した目標の達成**に向けて、児童生徒、教職員、家庭、地域、大学生、企業、アドバイザーといった異なる立場の、多様な知識や経験、ノウハウ、価値観を持った方々が集まります。「協働」は、多様な課題やニーズに対し、**その多様性を活力に**、多角的な視点やリソースを取り入れることができます。また、普段なかなか話せない方々との、垣根を越えた対話は、互いにとって、**新たな発見や深い理解、信頼関係の構築**につながり、熱量が高まります。

普段、生徒会執行部では、この「学校」をよくするためにどうするかということを考えているが、その視野を拡げてこの東桂中学校のあるこの「地域」をどうすればより良くできるかということを考えるきっかけになった。

子どもたちや先生たちの願いを直接聞いてよかった。“自分でできることは何か”、“地域でできることは何か”と考え、意見を出し合うことができた。



知らないことがたくさんあり、このような話し合いの積み重ねがコミュニティ・スクールを組織し、運営していく上で本当に大切であることを実感しました。

保護者の方と学校運営協議会という場で話ができよかった。個別懇談や普段の連絡とは違い、学校をどうよくしていくかに同じ目線で話をしていただけなのがとても心強く感じました。

1 ファシリテーター

ファシリテーターとは、**集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進する行為（役割）**を表します。事前の内容や環境の設定から、進行では、場を俯瞰しながら、主役である参加者とともに問いを深めていくプロセスに伴走していきます。

（◆プログラムの計画（熟議テーマを設定し、プロセスや場づくりの工夫を講じる））

- ◆イントロダクション（説明や動機付け、共通認識の確認等をおこなう）
- ◆場の空気づくり（グランドルール、アイスブレイクなど）
- ◆プロセスへの伴走（適切な見守り、議論への適切な介入、柔軟な整理・調整など）
- ◆情報の編集（共通点や相違点を探る、構造化、共通理解の構築など）
- ◆まとめ（合意形成の促進、意味付け、次回や今後へ向けた方向付けなど）

などの役割が挙げられます。また、このような第3者な存在は、その場の関係性における、**橋渡し役・潤滑油・調整役の役目を発揮**し、全体がよりよい成果を生み出すことに効果的に作用することが期待できます。初期段階はアドバイザーに依頼し、協議会のノウハウを培いましょう。

2 グループファシリテーター

グループファシリテーターは、全員が安心して発言できる雰囲気を作り、それぞれの個性や経験に基づく多様な意見を最大限に引き出し、議論の活性化と合意形成を支援することで、場の目的達成を促す役割を担います。ファシリテーターの進行や場づくりと連携しつつ、**グループの話し合いの聞き役・整理役・先導役**等を担い、参加者の自主性を尊重しながら、対話を深める問いを投げるなど、安心安全で創造的な対話を促します。

3 グラドルール

グラドルールは、対話の質を高めるためのものです。参加者にとっての**安心の前提を共有**することで、対話や議論の心理的安全性が高まり、ファシリテーターが適切なタイミングで場に入しやすくもなります。単なる“進行ルール”ではなく、対話を支える“心理的支柱（安心・信頼の土台）”として機能します。そして、その根底には「場の質」が大きく関わります。

＜おすすめ！グラドルール例＞ ※内容や段階に応じた設定を推奨

- ・みんなが話せる、みんなで話せる
- ・否定をしない
- ・テーマを意識する
- ・正解ではなく、納得解
- ・本音でいい
- ・もやもやも共有
- ・質の良いアイデアは大量のアイデアに支えられる
- ・他者の意見にコメントや質問をして対話を広げる、深める
- ・自主的に役割を担おう（記録、発表、タイムキープ・・・）

4 みんなのマインドセット

マインドセットとは、「連携・協働」し、子どもたちの成長を共に支えていくために、みんな
で持ちたい**共通の価値観や考え方**を指します。個人が内面的に意識するだけでなく、全体で共有
していくことで、「**連携・協働**」の**よりよい土壌を創る**ことができます。「みんなの心得」、「みんなの心のお守り」のようなものです。

＜おすすめ！共通マインドの例＞

- ・軸はいつでも子どもたちの学びや育ち
- ・「OK!」ではなく「Let's!」
- ・違いをいかしあう
- ・焦らない力（結論を急がない）
- ・プロセスを大事にする
- ・地域が動くという確信
- ・人口減？でも人財は増！
- ・「地域の過疎化」ではなく「地域の魅力化」！

加えて、2018年に一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが発行した、『社会に開かれた学校をつくるヒント集「学校と地域をつなぐパターン・ランゲージ」(ポスター版)』をご紹介します。(次のページにポスター版 P1 を添付)


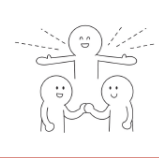

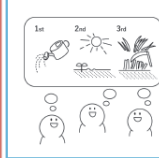

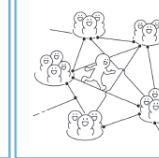















ぜひ、委員会/協議会における共通言語、心得としてご活用ください。

パターン・ランゲージとは、状況に応じた判断の成功の経験則を記述したもので、成功している事例の中で繰り返し見られる「パターン」が抽出され、抽象化を経て言語（ランゲージ）化されたものです。それまで個々人の感覚として埋め込まれていた成功の“秘訣”ともいえるべき「実践知」を言語化することで、ノウハウを持つ個人がどのような視点で、どんなことを考えて、何をしているのかを、他の人と共有可能にします。

学校と地域で「連携・協働」しようとした際の、自分自身やチーム・職場のメンバーの仕事やあり方を振り返り、今後の取り組み方を考えるうえでのヒント集として活用できます。また、これらを使って、よくある課題とその解説策を話し合ったり、うまくいった行動や経験を共有しあったりすることで、深い相互理解や知見の共有、チームの指針作りなどにも使えます。

一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム
<http://cn-miryokuka.jp/coordinator/>より、編集

(添付資料に関する詳細は、P36、69 をご確認ください。)

Core1 みんなが育つ土づくり  子どもだけでなく大人も、伸びやかに育っていくような環境を整える。	Core2 ひらいてむすんでひとつなぎ  一人で解決しようとせず、自分をひらき解決できる人をつなぐ。	Core3 共に汗かく伴走者  同じ方向を目指して、最後まで一緒に走り切る。	A1 チームの判断軸  優先順位をつけるために、チームとしての「軸」を持っておく。	A2 補い合う凸凹  メンバーの強みやキャラクターを活かして、チームで補い合う。	A3 複数のよりどころ  担当業務を越えてつながり、チームとしての弾力性を持つ。	A4 生徒の「今」  未来を見据えながらも、生徒にとってかけがえのない今を大切にしていく。
A5 10年先への一步  長期的な視点で物事を考えつつも、今できることはやる。	A6 半歩前進の手応え  結果が出ていないように見えても、実は少しずつ進んでいる。	A7 できること探し  自分が変えられることから動いていく。	A8 リスペクトから  相手には相手の文脈があることを念頭におき、相手そのものをリスペクトする。	A9 未来の思い出  苦労も振り返れば良いネタになる。	A10 自他満足  周りの人のためだけでなく、自分自身の人生の軸も大切にす。	A11 積極的脱力  息抜きも大切にし、リラックスできる場所と時間を持つ。
A12 外での再確認  現場を離れて、日々の仕事を俯瞰してみる。	B1 信頼の足場づくり  まずは現場の尊重と理解から。	B2 話しやすい空気  一緒に活動していくために、まずは自分からひらく。	B3 体験でつくる共通認識  まずは同じ体験をし、認識をそろえるところから。	B4 雑談の妙  本音は何気ない会話の中に隠れている。	B5 外からの風  外部の人の力を借りて本音を引き出す。	B6 攻めの情報収集  思いついたらすぐに試けるように、引き出しを増やす。

5 グループ構成等

熟議における机の配置は、コの字型や口の字型では、全員が発言したり、安心安全に発言や質問をしたりする雰囲気をつくるのが難しい傾向があります。対話を重視する熟議においては、**グループの体形を推奨**します。1グループの人数は4～5名が一般的です。6名を超えると一人当たりの発言できる機会が減り、逆に人数が少なすぎても、多様な視点から意見が出ず対話が深まらない場合があります。グループ構成は、地域や立場をごちゃまぜにしたり、分野別にグルーピングしたりと、テーマや状況に応じて効果的に組むことが重要です。また、段階的に、熟議中盤や終盤に複数のグループを合体するといった変化を取り入れることも有効である場合があります。基本的には毎回グループ構成を変え、**委員やその他参加者の交流を促進**しましょう。

6 熟議グッズ

熟議に有効な道具には、以下のようなものが挙げられます。

- ・模造紙 ・付箋 ・ボールペン ・黒サインペン ・色ペン (セット)
- ・ワークシート (必要に応じて) ・名札 (置き型は置き場がなくなるため、ストラップを推奨)

こうした工夫を凝らすことにより、立場や年代、知識量の違いといった壁を飛び越えて、一つの共通した目標へ向けた、広く深い理解と関係性の構築、そして、よりよい協働を目指していくことが可能になります。これらのノウハウを、アドバイザー等の実践に習い、コミュニティ・スクールとして培い、徐々に、委員や教職員の有志を募って、作戦立てや役割分担等を協議・実践するなど、**“みんなで”“連携・協働”して、質の高い場・チームづくりを行っていきましょう。**

都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱

（令和5年8月1日教育委員会訓令第1号）

改正 令和6年10月1日教育委員会訓令第3号

（趣旨）

第1条 この要綱は、都留市学校運営協議会規則(平成28年都留市教育委員会規則第2号)に規定する学校運営協議会の設置に当たり、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校及び地域の連携を図り、必要な作業を円滑に進めるための都留市学校運営協議会設置推進委員会(以下「委員会」という。)の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、学校運営協議会の設置及び設置について必要な事項の検討に関することとする。

（委員の委嘱）

第3条 委員会の委員は、15人(二以上の学校に一つの委員会を置くとき(二以上の学校が統廃合等により一つになり新たに委員会を置くときを含む。)は、15人に学校数を乗じて得た数)以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校運営協議会を設置しようとする市内小中学校(以下「対象学校」という。)の校長が推薦する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの

- ア 対象学校の通学区域内の住民
- イ 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

- (2) 対象学校の校長
- (3) 対象学校の教職員
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から学校運営協議会が設置された日までとする。

（組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行うものとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開とする。ただし、特別の事情により、委員会が認めたときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他委員会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課及び対象学校において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和6年10月1日教育委員会訓令第3号)

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

都留市学校運営協議会規則

(平成 28 年 8 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

改正 令和 5 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号 令和 6 年 10 月 1 日教育委員会規則第 7 号

令和 7 年 4 月 23 日教育委員会規則第 2 号 令和 8 年 3 月 25 日教育委員会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営に関して、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校長の権限と責任の下、当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときには、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長及び地域住民等の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第 5 条 協議会は、対象学校の運営全般(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第 2 条の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用(特定の個人に係るものを除く。)に関して、教育委員会又は教育委員会を經由し山梨県教育委員会に意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は教育委員会を經由し山梨県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民参画の促進等のための情報提供）

第7条 協議会は、対象学校の運営全般について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校及び地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

（委員の委嘱又は任命）

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人（第3条第1項ただし書の規定により、二以上の学校に一つの協議会を置くときは、10人に学校数を乗じて得た数）以内とし、次の各号に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 校長が推薦する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たす者

ア 対象学校の通学区域内の住民

イ 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の校長

(3) 対象学校の教職員

(4) 識見を有する者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、二以上の学校に一つの協議会を置くとき（二以上の学校が統廃合等により一つになり新たに協議会を置くときを含む。）の委員数は、最初の任期中に限り、15人に学校数を乗じて得た数以内とする。

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前2項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

（任期）

第9条 委員の任期は2年（ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、1年を超えない範囲内で任期を調整できる。）とし、再任を妨げない。

2 委員を補充するため新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該協議会の委員の任期が満了する日までとする。

（守秘義務等）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬等)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)による。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、校長が招集する。

2 協議会に議長を置き、会長をもって充てる。

3 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせることができる。

6 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

7 協議会は、会議録を作成し、保管するものとする。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、特別の事情により、協議会が認めたときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、協議会及び委員の役割と責任について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第17条 削除

（委員の解任）

第18条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、委員を解任することができる。

- (1) 第10条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が発生したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（運営等）

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

（協議会の庶務）

第20条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

（その他）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年10月1日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月23日教育委員会規則第2号)

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、既に委嘱し、又は任命した委員の任期については、当該委員の任期満了日の属する年度の末日までを、当該委員の任期とする。

附 則(令和8年3月25日教育委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正は、令和8年4月1日から施行する。

各種お役立て資料

◆ 各種様式

《学校運営協議会設置推進委員会に関する書類》 p. 37～

- ・様式第1号 学校運営協議会設置推進委員会の設置について（具申）
- ・様式第2号 学校運営協議会設置推進委員会委員推薦書
- ・様式第3号 第1回学校運営協議会設置推進委員会開催通知（教育長名）
- ・様式第4号 第2回以降学校運営協議会設置推進委員会開催通知（委員長名）

《学校運営協議会委員に関する書類》 p. 43～

- ・様式第5号 学校運営協議会の設置について（具申）
- ・様式第6号 学校運営協議会設置通知書
- ・様式第7号 学校運営協議会委員推薦書
- ・様式第8号 マイナンバー利用目的通知と提供のお願い
- ・様式第9号 口座振替支払申込書
- ・様式第10号の1 兼業許可申請書（職員用）
- ・様式第10号の2 兼業届出書（非常勤職員用）
- ・様式第11号 第1回学校運営協議会開催通知（学校長名）
- ・様式第12号 第2回以降学校運営協議会開催通知（会長名）
- ・様式第13号 意見具申書
- ・様式第14号 学校運営協議会活動状況報告書

◆ 各種テンプレート p. 58～

- ① 会議次第
- ② 委員名簿
- ③ 年間計画表
- ④ 看板
- ⑤ 傍聴受付簿
- ⑥ 会議録
- ⑦ 校内ニーズ調査用紙
- ⑧ 学校ボランティアへのご案内用紙
- ⑨ 学校ボランティア事前打合せ用紙
- ⑩ 地域学校連携協働活動年間計画表

◆ その他、関連資料 p. 69

- ・『社会に開かれた学校をつくるヒント集「学校と地域をつなぐパターン・ランゲージ」』（2018年）ポスター版（<https://cn-miryokuka.jp/coordinator/> より）

発行：一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム

※次のフォルダに、ポスター版及びブックレット版のデータを保管しております。

全データ保管場所 外部共有>01 市内共有>001 教育委員会>11 学校運営協議会（CS）
>「都留市コミュニティ・スクールハンドブック」内

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

都留市教育委員会
教育長 様

都留市立 学校
学校長

学校運営協議会設置推進委員会の設置について（具申）

都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱第 1 条の規定により、本校に学校運営協議会設置推進委員会を設置したいので、具申します。

- 1 設置予定日

- 2 設置に向けた状況（校長、保護者及び地域の住民の意向等）

- 3 設置する上での課題

- 4 設置するにあたり教育委員会への要望・意見

- 5 実施計画 別紙のとおり
※「実施計画書」（様式第 1 号別紙）を添付すること

(様式第1号別紙)

実施計画書（年度計画）

都留市立 学校

1 具体的内容及び方法

2 実施計画

	設置推進委員会	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

都留市教育委員会
教育長 様

都留市立 学校
学校長 印

学 校 運 営 協 議 会 設 置 推 進 委 員 会 推 薦 書

本校の学校運営協議会設置推進委員会の委員として、次の者を推薦します。

	フリガナ氏名	性別	生年月日 (年齢)	住 所	電話番号	推 薦 理 由	委 嘱 期 間	備 考
1			(歳)				~	
2			(歳)				~	
3			(歳)				~	
4			(歳)				~	
5			(歳)				~	

6	(歳)								
7	(歳)								
8	(歳)								
9	(歳)								
10	(歳)								
11	(歳)								
12	(歳)								
13	(歳)								
14	(歳)								
15	(歳)								

※年齢については、申請時点の満年齢を記入してください。

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

〇〇学校

学校運営協議会設置推進委員会委員就任予定者 各位

都留市教育委員会
教育長

〇年度 第1回学校運営協議会設置推進委員会の開催について

〇〇の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市教育行政並びに〇〇学校の学校運営につきましては、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、家庭・学校・地域が一体となり、学びや育ちを支える環境づくりの推進を図るため、〇〇学校を「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」といたしたく、その準備段階として、学校運営協議会設置推進委員会を設置することといたしました。

つきましては、公私共にご多忙なことと存じますが、あなたに学校運営協議会設置推進委員への就任をお願い申し上げ、学校運営協議会の設置に向けお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、第1回学校運営協議会設置推進委員会を下記のとおり開催いたしますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分から
- 2 場 所 都留市立〇〇〇学校 〇〇〇室
- 3 内 容 ・委員の委嘱
・令和〇年度の学校運営について（基本方針の承認及び意見）
- 4 その他 ご都合が悪く、ご欠席される場合には、都留市教育委員会学校教育課教育企画推進室へご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

都留市教育委員会学校教育課 教育企画推進室 電話 0554-43-1111 内線 88202～88206

(様式第4号)

第 号
年 月 日

委 員 各 位

〇〇学校
学校運営協議会設置推進委員会
委員長

第〇回 学校運営協議会設置推進委員会の開催について（通知）

〇〇の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、令和〇年度第〇回学校運営協議会設置推進委員会を下記の通り開催いたします。
つきましては、ご多用中とは存じますが、出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分から
- 2 場 所 都留市立〇〇〇学校 〇〇〇室
- 3 内 容 (1)について
(2)について
(3) その他

都留市立〇〇〇学校 校長 担当 電話 0554-XX-XXXX
--

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

都留市教育委員会
教育長 様

都留市立 学校
学校長 ㊟

学校運営協議会の設置について（具申）

都留市学校運営協議会規則第 3 条第 1 項の規定により、本校に学校運営協議会を設置したいので、具申します。

- 1 設置予定日

- 2 設置に向けた状況（校長、保護者及び地域の住民の意向等）

- 3 設置する上での課題

- 4 設置するにあたり教育委員会への要望・意見

- 5 実施計画 別紙のとおり
※「実施計画書」（様式第 5 号別紙）を添付すること

(様式第 5 号別紙)

実施計画書 (年度計画)

都留市立 学校

1 具体的内容及び方法

2 実施計画

	学校運営協議会 または活動	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

学校運営協議会設置通知書

都留市立〇〇〇学校

令和〇年〇月〇日付けで具申のあったこのことについては、都留市学校運営協議会規則第3条第2項の規定に基づき、貴校を学校運営協議会の設置校（コミュニティ・スクール）とすることに決定しましたので、通知します。

令和〇年〇月〇日

都留市教育委員会
教育長

(様式第 7 号)

第 号
年 月 日

都留市教育委員会
教育長 様

都留市立 学校
学校長 印

学 校 運 営 協 議 会 委 員 推 薦 書

都留市学校運営協議会第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、本校の学校運営協議会の委員として、次の者を推薦します。

フリガナ氏名	性別	生年月日 (年齢)	住 所	電話番号	推 薦 理 由	委 嘱 期 間	備 考
1		(歳)				~	
2		(歳)				~	
3		(歳)				~	
4		(歳)				~	
5		(歳)				~	

6						(歳)					
7						(歳)					
8						(歳)					
9						(歳)					
10						(歳)					
11						(歳)					
12						(歳)					
13						(歳)					
14						(歳)					
15						(歳)					

※年齢については、申請時点の満年齢を記入してください。

年 月 日

学校運営協議会委員就任予定者 各位

都留市教育委員会 学校教育課

個人番号の提供について（依頼）

日頃より大変お世話になっております。

この度、学校運営協議会委員への就任にあたり、委員報酬をお支払いするにあたり、マイナンバー等をご提供いただく必要があります。

つきましては、別紙に「マイナンバーカードの写し（両面）」又は「個人番号通知書の写し」及び「運転免許証等の身分証明書の写し」を添付していただき、別添の口座振替支払申込書に必要事項をご記入の上、学校運営協議会会議の際に学校にお持ちいただけますようお願い申し上げます。

なお、いずれの添付書類もお持ちでない場合は、ご相談ください。

都留市教育委員会

学校教育課

教育企画推進室

0554 - 43 - 1111

内線 88202～88206

(様式第 8 号)

氏名： ○○ ○○様

担当課：学校教育課教育企画推進室
委員会名等：○○○学校学校運営協議会委員

マイナンバー利用目的通知と提供のお願い

番号法の施行に伴い、源泉徴収票（給与支払報告書）及び支払調書作成・提出のために、マイナンバーをご提供していただく必要があります。

つきましては、お手数ですが下記の枠線内に番号確認書類、身分証明書類の写しをそれぞれ添付していただきますようお願いいたします。

(番号確認書類添付欄)

下記①、②のいずれか 1 点の写しを添付してください。

- ① マイナンバーカードの裏面（マイナンバーの記載面）
- ② 通知カードの表面もしくは、マイナンバー入り住民票の写し

(身分証明書添付欄)

上記の番号確認書類の①もしくは②に基づいて、下記の A～C のいずれかの写しを添付してください。

- 上記 ①の場合：A マイナンバーカードの表面（写真記載面）
- ②の場合：B 公的機関の発行した写真付き身分証明書 1 点 もしくは、
C 保険証（資格確認証でも可）+ 年金手帳等の 2 点
※学生証や社員証は C に含まれます。

※各種身分証明書に使用するものは、有効期限内のものに限ります。

※番号確認書類と身分証明書に記載されている情報が一致していない場合、追加の書類提出をお願いする場合があります。

※マイナンバーの提出を希望されない方は担当職員へその旨をお伝えください。

様式第9号

口座振替支払申込書

■口座情報記入欄

金融機関名		支店名		預金区分			
		1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 農業協同組合		本店 支店		<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	
						口座番号 (右詰め)	
金融機関コード		支店コード					
口座名義人		フリガナ					
		名					

支払いは、上記預金口座へ振替願います。

年 月 日

都留市会計管理者 様

■申込者情報

住所	郵便番号	〒 —			申込者印
	フリガナ	都道府県	市区町村	町名番地	
		住所			
名称	フリガナ				
	名				
電話番号		— —			

■主管課職員記入欄

担当	
内線番号	
提出日	

■会計課記入欄

相手方コード	
相手方管理区分	<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 職員以外

様式第9号（見本）

口座振替支払申込書

口座情報記入欄には、振込を希望する口座を記入してください。記入した口座が、都留市から支払われる代金の振込口座となります。登録できる口座は原則1つのみです。

■口座情報記入欄

金融機関名				支店名			預金区分								
○○○				○○			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通								
							口座番号（右詰め）								
金融機関コード	0	1	2	3	支店コード	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人				フリガナ			ツル タロウ								
				名			都留 太郎								

支払いは、上記預金口座へ振替願います。

令和 ○年 ○月 ○日

都留市会計管理者 様

・申込者情報欄には、**住民票の登録がある住所**、氏名は本名を記入してください。
 ・スタンプ印は登録できないため、必ず朱肉を使う印を押印してください

■申込者情報

住所	郵便番号	〒 ○○○-○○○○			
	フリガナ	都道府県	市区町村	町名番地	
	住所	ヤマナシケン	ツルシ	カミヤ	
名称	フリガナ	ツル タロウ			申込者印 <div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div>
	名	都留 太郎			
電話番号		○○○-○○○○-○○○○			

■主管課職員記入欄

担当	
内線番号	
提出日	

■会計課記入欄

相手方コード	
相手方管理区分	<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 職員以外

～注意事項～
 ・登録口座を変更する場合は、口座振替支払申込書の再提出をお願いします。
 ・記入誤りは二重線を引き、押印する印と同一のもので訂正印を押してから訂正してください。
 ・主管課職員記入欄、会計課記入欄については記入不要です。

(様式第 10 号の 1)
様式第 4 号 (第 4 条関係)

年 月 日

任命権者 様

所 属
職 名
氏 名

印

兼業許可申請書

下記のとおり都留市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第 4 条の規定により、
営利企業への従事について許可を受けたいので申請します。

従 事 内 容	所在地 都留市〇〇〇番地 名 称 都留市立〇〇〇学校 学校運営協議会 地位・役職 委員 職務内容 (例)〇〇学校 P T A 会長として学校運営協議 会委員に委嘱されたため
期 間	年 月 日～ 年 月 日
報酬の有無	あり
特 記 事 項	

所属長

印

(所属長経由で任命権者に提出)
※ この申請書は、市職員用です。

(様式第 10 号の 2)
様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日

任命権者 様

所 属
職 名
氏 名 印

兼業届出書

下記のとおり都留市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第 7 条第 2 項の規定により、営利企業への従事等について届け出ます。なお、営利企業への従事等に当たっては、地方公務員法第 33 条(信用失墜行為の禁止)、第 35 条(職務に専念する義務)等の関係法令を遵守します。

従事内容	所在地 都留市〇〇〇番地 名称 都留市立〇〇〇学校 学校運営協議会 地位・役職 委員 職務内容 (例)〇〇学校 P T A 会長として学校運営協議会委員に委嘱されたため
期間	年 月 日～ 年 月 日
報酬の有無	あり
特記事項	

所属長 印

※地方公務員法(抜粋)

(信用失墜行為の禁止)

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(職務に専念する義務)

第 35 条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(所属長経由で任命権者に提出)

※ この様式は、市非常勤職員(会計年度任用職員を含む。)用です。

(様式第 11 号)

第 号
令和 年 月 日

学校運営協議会委員就任予定者 各 位

都留市立〇〇〇学校
学校長

令和〇年度 第 1 回学校運営協議会の開催について

〇〇の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、〇〇学校の学校運営につきましては、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年度より、家庭・学校・地域が一体となり、学びや育ちを支える環境づくりの推進を図るため、本校を「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」とすることといたしました。

つきましては、公私共にご多忙なことと存じますが、あなたに学校運営協議会委員への就任をお願い申し上げ、学校運営へのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、第 1 回学校運営協議会を下記のとおり開催いたしますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分から
- 2 場 所 都留市立〇〇〇学校 〇〇〇室
- 3 内 容 ・委員の委嘱
・令和〇年度の学校運営について（基本方針の承認及び意見）
- 4 その他 ご都合が悪く、ご欠席される場合には、本校にご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

〇〇〇学校 電話 0554-〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

(様式第 12 号)

第 号
年 月 日

〇〇学校
学校運営協議会委員 各位

〇〇学校学校運営協議会
会 長

令和〇年度 第〇回学校運営協議会の開催について（通知）

〇〇の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、令和〇年度第〇回学校運営協議会を下記の通り開催いたします。
つきましては、ご多用中とは存じますが、出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分から
- 2 場 所 都留市立〇〇〇学校 〇〇〇室
- 3 内 容 (1) について
(2) について
(3) その他

都留市立 学校 校長 担当 【TEL】 0554- 【FAX】 0554-

(様式第 13 号)

年 月 日

都留市教育委員会
教育長 様

〇〇〇学校学校運営協議会
会長

意見具申書

都留市学校運営協議会規則第 5 条に基づき、次のとおり、意見を申し出ます。

意 見
理 由 等
校長の意見

(様式第 14 号)

第 号
年 月 日

都留市教育委員会
教育長 様

学校

学校長

学校運営協議会活動状況報告書

〇〇年度の〇〇〇学校学校運営協議会の活動について、下記のとおり報告します。

記

1 活動状況

2 成果と課題

3 継続事項と改善策

令和〇〇年度 第〇回〇〇学校 学校運営協議会

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

〇〇時〇〇分から

場所 都留市立〇〇学校

〇〇〇室

次 第

進行

1 開 会

- 委員の任命 (委員任命時のみ)
- 教育委員会あいさつ (設立時のみ)
- 学校長あいさつ
- 教育委員会あいさつ (年度1回目のみ)
- 自己紹介 (委員任命時又は教職員異動時のみ)
- 会長・副会長の選出及びあいさつ (役員改選時のみ)
- 報 告
 - (1)
 - (2)
- 協 議
 - (1)
 - (2)
- 熟 議
 - (1)
 - (2)
- その他
 - (1)
 - (2) 次回開催日時案内
- 閉 会

〇〇〇学校 学校運営協議会委員名簿

(任期：～令和 年3月31日)

(50音順、敬称略)

	委員氏名	所属組織・役職等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

事務局：

アドバイザー：

・・・

令和〇年度 〇〇小学校

学校運営協議会

設置推進委員会

日時 令和年月日()

午後〇時～〇時

会場 〇階〇〇室

令和 年 月 日

令和〇〇年度 第〇回〇〇〇学校 学校運営協議会

傍聴受付簿

	氏名	ご住所	所属等
例	都留 太郎	都留市〇〇 1 2 3	〇〇小学校 P T A 役員
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

令和〇年度第〇回〇〇小学校運営協議会 会議録

協議会名	第 回 学校運営協議会
開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時から 時まで
開催場所	
出席者	<p>※委員の出欠席がわかるように記載</p> <p>【委員 出席 名】</p> <p>・</p> <p>※欠席 名</p> <p>・</p> <p>【学校教職員 出席 名】</p> <p>・</p>
配布資料	・
熟議等の テーマ	
熟議等の 内容	
熟議等の結 果及び次回 に向けて	
備考	

校内ニーズ調査用紙

今年度の授業や学校行事、校内の環境整備等の中で、地域ボランティアの協力を希望するものがありましたら、下記に記入して 　　　　　 まで提出してください。

(提出期限 　　　 月 　　　 日 (　　))

【第 　　　　 学年】

時期(月・ 学期)	教科・領域・ 行事等	大まかな内容	援助していただきたいこと	人財・関係 機関等	備考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					

※なるべく具体的に書いてください。

校内ニーズ調査用紙（随時）

子どもの豊かな成長のために、地域ボランティアの協力を希望するものがありましたら、下記に記入して
て まで提出してください。

【第 学年】

時期（月・ 学期）	教科・領域・ 行事等	大まかな内容	援助していただきたいこと	人財・関 係機関等	備考

※なるべく具体的に書いてください。

〇〇学校 学校支援ボランティア事前打合せ

出席者	
活動日	年 月 日 () 活動時間 : ~ :
活動予備日	活動予備日 年 月 日 () 活動時間 : ~ :
対象	小 1 2 3 4 5 6 年 中 1 2 3 年 (人)
活動場所	教室 (年 組)・体育館・運動場・特別教室 () その他 ()
活動名	
(分野)	教科等 () 総合的な学習の時間 () 学校行事 () クラブ活動・部活動 () 環境整備 () その他 ()
ねらい	
希望人数	() 人程度必要 () 人以上必要
事前準備	(資料、経費等)
役割分担	
伝達事項	(事前にお伝えしておきたいこと)
連絡先	担当教員 TEL FAX

活動の記録 ※活動後に記入。学年主任や校長教頭へ共有の上、学校管理のファイルへ保管。

活動日	年 月 日 ()
参加者	ボランティア () 名 氏名
次 (年度) へ向けて	(次年度に向けて、成果や課題、改善案や留意点等を記入)

令和〇年度 〇〇学校 地域学校連携・協働活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生												
2年生												
3年生												
4年生												
5年生												
6年生												

<p>Core1 みんなが育つ土づくり</p> <p>子どもだけでなく大人も、伸びやかに育っていくような環境を整える。</p>	<p>Core2 ひらいてむすんでひとつなぎ</p> <p>一人で解決しようとせず、自分をひらき解決できる人をつなぐ。</p>	<p>Core3 共に汗かく伴走者</p> <p>同じ方向を目指して、最後まで一緒に走り切る。</p>	<p>A1 チームの判断軸</p> <p>優先順位をつけるために、チームとしての「軸」を持っておく。</p>	<p>A2 補い合う凸凹</p> <p>メンバーの強みやキャラクターを活かして、チームで補い合う。</p>	<p>A3 複数のよりどころ</p> <p>担当業務を越えてつながり、チームとしての弾力性を持つ。</p>	<p>A4 生徒の「今」</p> <p>未来を見据えながらも、生徒にとってはかけがえのない今を大切にいく。</p>
<p>A5 10年先への一歩</p> <p>長期的な視点で物事を考えつつも、今できることはやりきる。</p>	<p>A6 半歩前進の手応え</p> <p>結果が出ていないように見えても、実は少しずつ進んでいる。</p>	<p>A7 できること探し</p> <p>自分を変えられることから動いていく。</p>	<p>A8 リスペクトから</p> <p>相手には相手の文脈があることを念頭におき、相手そのものをリスペクトする。</p>	<p>A9 未来の思い出</p> <p>苦労も振り返れば良いネタになる。</p>	<p>A10 自他満足</p> <p>周りの人のためだけでなく、自分自身の人生の軸も大切にする。</p>	<p>A11 積極的脱力</p> <p>息抜く力も大切に。リラックスできる場所と時間を持つ。</p>
<p>A12 外での再確認</p> <p>現場を離れて、日々の仕事を俯瞰してみる。</p>	<p>B1 信頼の足場づくり</p> <p>まずは現場の尊重と理解から。</p>	<p>B2 話しやすい空気</p> <p>一緒に活動していくために、まずは自分からひらく。</p>	<p>B3 体験でつくる共通認識</p> <p>まずは同じ体験をし、認識をそろえるところから。</p>	<p>B4 雑談の妙</p> <p>本音は何気ない会話の中に隠れている。</p>	<p>B5 外からの風</p> <p>外部の人の力を借りて本音を引き出す。</p>	<p>B6 攻めの情報収集</p> <p>思いついたらすぐに動けるように、引き出しを増やす。</p>
<p>B7 ふるまいスイッチ</p> <p>いつも「ここ」からの気持ちで、今いる場所を起点にする。</p>	<p>B8 ちがうことの意味</p> <p>経験してきたことの違いや立場の違いをあえて活かす。</p>	<p>B9 しなやかな役割変化</p> <p>変化する状況に合わせて役割を変えていく。</p>	<p>B10 伝わる翻訳</p> <p>お互いの思いが伝わってこそ共感を生む。</p>	<p>B11 強みを借りる</p> <p>あなただからお願いしたいという気持ちを伝える。</p>	<p>B12 ちょっといいですか？</p> <p>構えないときに伝え方が伝わることもある。</p>	<p>C1 「WE」で語る</p> <p>「あなた」と「私」ではなく「私たち」でいく。</p>
<p>C2 弱さは強さ</p> <p>思い切った等身大の自分をさらけ出す。</p>	<p>C3 巻き込み続ける</p> <p>仲間探しに終わりはない。</p>	<p>C4 動かす働きかけ</p> <p>関係構築を把握して動かせる方法を考える。</p>	<p>C5 急がば合意</p> <p>全員が納得するようにじっくり動いていく(ゆっくり急げ)。</p>	<p>C6 グレーゾーンの可能性</p> <p>グレーゾーンに飛び込み、できることを広げていく。</p>	<p>C7 未来への対話</p> <p>定期的に語り合い、成功イメージを共有する。</p>	<p>C8 ほめ合う文化</p> <p>お互いに称賛合うことでモチベーションを高め合う。</p>
<p>C9 喜びの分かち合い</p> <p>変化を一緒に喜び合う。</p>	<p>C10 温故維新</p> <p>原点の想いや意図を受け継ぎながら、時代にに合わせて変えていく。</p>	<p>C11 時機の見極め</p> <p>今のタイミングで割くべきことにエネルギーを割く。</p>	<p>C12 未来への覚悟</p> <p>反発を恐れず、強引に行くべきときは強引に行く。</p>	<p>Next1 まねぶ近道</p> <p>全てをーから始めようと思わず、既にあるリソースを活用する。</p>	<p>Next2 ねばれる仲間</p> <p>共に語り語り取り続ける人材を惹き寄せる。</p>	<p>Next3 越境でつくるうねり</p> <p>今いる枠を越えることでできることを広げ、大きなうねりをつくっていく。</p>

『社会に開かれた学校をつくるヒント集「学校と地域をつなぐパターン・ランゲージ」』

ポスター版 (2018年、一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム発行)

関連法規等

教育基本法

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

社会基本法

(市町村教育委員会の事務)

第5条

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県教育委員会の事務)

第6条

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

(地域学校協働活動推進員)

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4章 教育機関 第4節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）

前文（抜粋） ※（ ）内は中学校の記載

教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第 2 条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

【中略】

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童（生徒）や地域の現状を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童（生徒）が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童（生徒）や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育（及び小学校の教育）の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童（生徒）の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校（中学校）学習指導要領を定める。

中央教育審議会答申

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）平成 27 年 12 月【抜粋】

第 1 章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第 2 節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

【ポイント】

◆これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。

○地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む

「地域とともにある学校」への転換

○地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築

○学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進

◆上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

第 2 章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第 2 節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

【ポイント】

◆コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性

○学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。

○現行の学校運営協議会の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討。

○学校運営協議会において、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。

○校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。

○小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。

◆制度的位置付けに関する検討

○学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子どもたちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。

○このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、

教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

【都道府県：推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての都道府県教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・知事部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・都道府県としてのコミュニティ・スクールの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」（仮称）の教育委員会内への設置
※現在の学校支援地域本部等に係る推進委員会を活用することが有効
- ・域内市町村の教育長及び教育委員のための研修と熟議の充実と、学校単位の指定から市町村全域への指定の促進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する研修と熟議の充実
- ・域内市町村におけるコミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実のための財政的な支援
- ・都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する積極的な普及・啓発
（域内市町村教育委員会や教職員等の学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」（仮称）の開催、国の制度等活用説明会の積極的活用など）
- ・学校運営協議会委員や学校関係者、地域関係者等の研修機会・内容や熟議の場の充実
※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効
- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化（社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用）
- ・教職員のマネジメント力向上等のための研修機会・内容の充実
（初任者研修、十年経験者研修、事務職員やミドルリーダー等研修における地域との連携・協働に係る講座や熟議等の演習の実施、地域連携・協働に係るマネジメント力の向上のための管理職研修の充実）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進

【市町村：推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・首長部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な

推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化

- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築に向けた熟議の場づくりなど）
- ・コミュニティ・スクール未指定の地域・学校における導入の推進（国の支援事業の積極的活用による学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりの推進、事務機能の強化など教員の負担軽減も含めた効果的・効率的な校内体制の整備等）
- ・複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- ・学校を核とした地域づくりの視点によるコミュニティ・スクールの展開（例：地域の魅力を発見する体験活動、地域の課題を知り探求する学習、児童生徒と共に活動する場の提供等）
- ・学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- ・地域住民や保護者等の参画の促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進（自治会、PTA、婦人会、青少年団体、NPO、家庭教育支援チームなど地域組織との連携）
- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化（社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進
- ・コミュニティ・スクールとしての取組の充実を図るための、学校裁量で支出できる運営経費の措置

第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

【ポイント】

「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子どもたちを育て、共に地域を創る。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子ども教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。
- ◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。
- ◆地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。
- ◆地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

第5節 国、都道府県、市町村による推進方策

2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

【都道府県：推進方策のための方策】

◆都道府県の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の必要な施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては、首長部局との連携・協働の下、域内における取組状況も鑑みながら実施していくことが重要であるが、例えば以下のような施策が考えられる。

- ・域内の地域協働活動の推進に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定、地域学校協働推進活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- ・域内の市町村における地域学校協働活動を推進するための体制の整備や取組の充実のための財政的な支援
- ・域内の市町村における地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置の促進、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・域内の市町村における好事例の収集と情報提供
- ・地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた域内全域の住民、保護者、学校等関係者に対する情報提供、理解促進活動
- ・都道府県立の高等学校等に係る地域学校協働活動の推進に向けた体制の整備、地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置

【市町村：推進のための方策】

◆市町村の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては首長部局との連携・協働の下、域内における取組状況を鑑みながら実施していくことが重要であるが、例えば以下のような施策が考えられる。

- ・域内の地域学校協働活動に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定、地域学校協働活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- ・地域学校協働活動を推進するための体制の整備
- ・域内の地域コーディネーター、統括的なコーディネーター等の配置、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・域内の地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた理解促進活動

山梨県教育振興基本計画

「山梨県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）」（令和6年3月策定）【抜粋】

第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性

6 家庭環境や地域社会の状況【抜粋】

- 社会環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会における人と人との関係性やつながりが希薄化し、人々の生活基盤である地域コミュニティの機能が大きく低下したとされています。また、地域社会の支えが弱まったことにより地域で子供を支える機能が低下し、家庭での教育は、各家庭での個別課題として扱われるといった状況になっています。
- 2022（令和4）年に実施した「やまなしの教育に関するアンケート調査」では、「家庭で教育が十分にできている」とする回答が57.6%で、前回調査した2018（平成30）年より、2.9ポイント上昇し、「あまりできていない・ほとんどできていない」とする回答が38.5%で前回調査より、3.4ポイント低下しました。いずれも前回調査よりも改善していますが、4割近くが家庭で教育が十分にできていないと認識しているという状況があります。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む仕組みである「コミュニティ・スクール」の本県の導入率は、2022（令和4）年に28.6%（全国平均42.9%）であり、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の推進員配置率は44.8%（全国平均86.5%）であり、いずれも全国平均を大幅に下回っています。

【今後の教育に求められる方向性】

- 家庭は、子供が豊かな情操を育んだり、生活のために必要な習慣を身に付けたりする場であります。しかし、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性は一層高まっています。保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応、地域の居場所づくりなどが求められます。
- 地域社会において、ふるさと山梨の魅力や特色を改めて見直し、住民主体でその維持発展に取り組むことが期待されています。地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会という局面ごとに特色や機能を有しており、それぞれ「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」につながっていく意義を持っています。地域コミュニティの構築に向け、社会教育の充実が求められます。
- 学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」を理念として掲げ、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現することを目指しています。子供たちは、社会のつながりの中で学ぶことで、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による社会と連携・協働した教育活動の充実が求められます。このことは、変化の激しい社会において、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。

都留市教育振興基本計画

「第3期都留市教育振興基本計画」（令和7年3月策定）【抜粋】

基本目標2 「生きる力を育む学校教育のまちづくり

基本方針6 「家庭・地域・学校が連携した教育を実現します」

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が必要不可欠であり、これからの学校は、開かれた学校から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが求められています。

また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

このため本市でも、すべての小中学校に地域と連携・協働する体制を構築するためにコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進することにより、将来を担う子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりに取り組むとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る、学校を核とした地域づくりを推進していくことが必要となります。

このような学校運営には、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

また、子どもたちの様々な体験活動は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであり、体験を通して他者と協働することにより、共生社会の実現にもつながる意義を有していますが、コロナ禍を契機にその機会が減少しています。

そのため、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが体験活動の機会を得られるよう、その充実を図るとともに、子どもの体験活動に取り組む各種団体の支援が必要となっています。

コミュニティ・スクール Q&A

Q すでに地域連携がうまく行われていますが、学校運営協議会は必要ですか？

A 学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。

また、社会総がかりでの教育の実現を図る上で、学校は地域とともに発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度なので、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、学校支援活動だけでなく、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取り組みを進めることができます。

Q コミュニティ・スクールのメリットは？

A (1) 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できます。

(2) 社会総がかり

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者として参画し、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。そうして、学校と地域をつなぎ、もしもの時も学校と地域で一体となって協働できる組織・基盤ともなります。

(3) 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会の熟議や活動の場を通して、子どもたちや学校・地域の「課題やニーズ」「資源」、地域総がかりでどのような子どもを育てていくのかといった「目標やビジョン」等の共通認識や理解の構築を積み重ねながら、「協働」していくことができます。

(4) 地域が学校の味方になる

学校運営協議会を中心に熟議を重ねることで、学校は地域や家庭からの理解を得て、地域や家庭と相談しやすい、風通しの良い関係性が構築され、それに伴い、子どもたちには、見守ってくれる、応援してくれる理解者が増え、校長は自信をもって「方針の転換」等ができます。

Q コミュニティ・スクールとセットで「社会に開かれた教育課程」と言われていますが、どんなことが求められているのですか。

A 「社会に開かれた教育課程」とは、単に学校を社会に対して開くのではなく、学校が「育てたい児童生徒像」を地域と共有した上で、共通の目標を掲げ、学校の各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの教育課程を実施するに際して、地域の人財と協働したり、地域の物的資源を活用したりしながら、実現させていこうとする理念です。

そのためには、これからの社会を担う子どもに求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化することが必要です。一方では、地域の人的・物的資源を活用し、放課後や土曜日曜や夏休みなどに実施される子どものための社会教育活動と、教育課程との連携を図っていくことも求

められています。

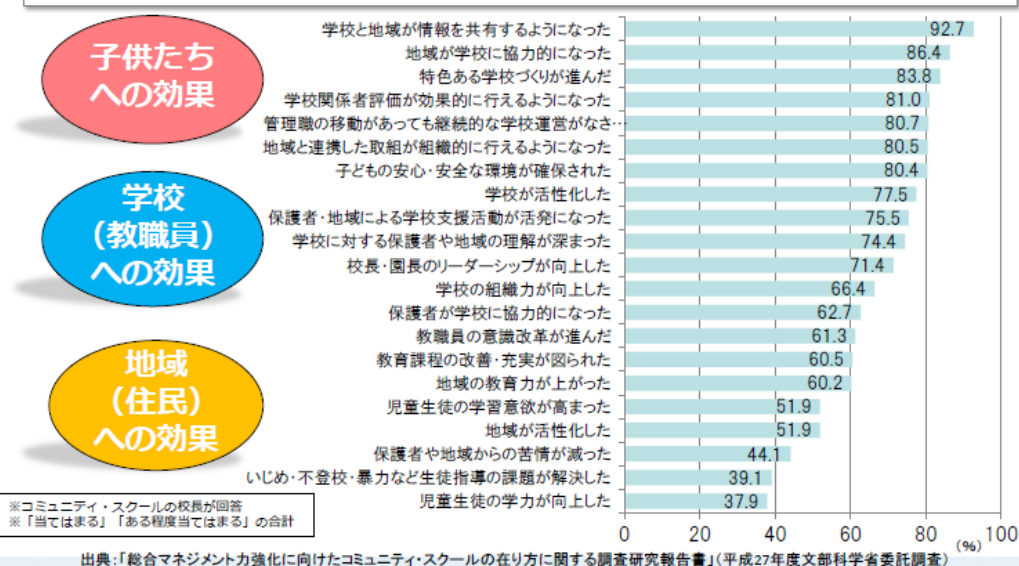
(出典：柴田彩千子「みんなで創ろう コミュニティ・スクール」2023年、悠光堂、貝ノ瀬 滋、鈴木寛 より引用)

Q コミュニティ・スクールの成果にはどんなものがあるのか？

A P11 で述べている内容（学校と地域の「連携・協働」により実現したいこと）は、コミュニティ・スクール先進校の成果として出てきている内容でもあります。また、文部科学省の調査で、次のような成果認識も報告されています。

コミュニティ・スクールに関する成果認識

学校運営協議会や熟議の実施を通して、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという「目標」や「ビジョンを」共有し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことで、**子供たちの学力向上、生徒指導上の課題解決、教職員の意識改革・業務改善**など、学校運営に関する様々な効果が表れている。



Q 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのでは？

A 多くの設置校では「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする意見が述べられています。また、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるわけではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

なお、本市の学校運営協議会規則では、「職員の任用に関する意見の対象となる事項」に関する条文に、「特定の職員の任用に関する事項を除く」という文言を加えており、委員の権限の範囲をさらに明確にしています（令和6年10月改正）。

〈これまでに提出された意見例 ※全国〉

- ・地域との連携を強化するため、社会教育士の資格を持った教員を配置してほしい。
- ・外国語教育に力を入れる必要がある地域のため、小学校に中・高の英語の免許を所有する教員を配置してほしい。
- ・コーディネーター業務を担ってくれている事務職員は数年で異動してしまうため、元PTA副会長を市職のCSコーディネーターとして配置してほしい。

Q 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのでは？

A 設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が増える傾向がありますが、協議会における協議や熟議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少することが望めます。また、教職員や地域学校協働活動推進員が、地域の様々な人財・ネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、地域の学校や子どもたちへの理解や当事者意識が深まり、苦情が減ったり、様々な活動に関わってもらえたり、結果として教職員の負担が減るなどの効果が現れています。

Q 教職員の長時間勤務など、その働き方が問題となり改革が求められています。コミュニティ・スクールを活用してこの問題をどのように解決したらよいでしょうか。

A (1) 学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に関わる理解促進
学校運営協議会の委員と教職員の間、良好な関係性が築かれるようになると、教職員にとって、それが当該の地域の人々についての理解を深めるきっかけとなり、両者に信頼関係が生まれます。こうした信頼関係が構築されていることを前提として、学校運営協議会が保護者や地域住民に対して、教職員の代弁者となることができます。例えば、教職員の業務に関連して、保護者や地域住民から学校に過度な要求があった場合、学校運営協議会が防波堤のような役割を果たしたり、保護者から寄せられる苦情の対応を代わって行ったりすることができます。また、保護者や地域住民に対して学校運営への協力を要請する場合、学校運営協議会がそれを発信することによって、保護者や地域住民は学校・家庭・地域の創意として、その協力要請を受け止めるので、学校教育を支援する人財を確保することが進み、その結果として教職員の負担軽減につながると考えられます。

(2) 熟議による業務内容の棚卸し

学校運営協議会での熟議によって、教職員の業務内容の在り方を検討し、必ずしも教職員が実施しなくてもよい業務、例えば、登下校中の安全見守り、校内の植栽の管理、運動会や学芸会などの入場管理などを、保護者や地域住民が担うような仕組みを整備することができます。そうすることで、教職員が児童生徒と向き合う時間や、教材研究を行う時間を確保することができます。こうした取組は、教職員の学校業務の軽減化が図られるばかりではなく、児童生徒のための学校教育活動の充実化を図るために必要なものです。

(出典：柴田彩千子「みんなで創ろう コミュニティ・スクール」2023年、悠光堂、貝ノ瀬滋、鈴木寛より引用)

また、埼玉県戸田市では、市内全小中学校の学校運営協議会委員・管理職の研修を実施し、緊急提言及び「学校・教師が担う業務に係る3分類」についての周知を行った上で、学校運営協議会が主体となることができることの検討等、「学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革の推進」が行われています。(次のページへ続く)

学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (高申) (第213号) (平成31年1月25日)

○ この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会員の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

WSを活用した戸田市版3分類に係る熟議 (90分案)

I. 全体会 P.2~ 30分	a. 国の動向を受けた戸田市の対応を説明 b. 3分類による働き方改革の推進 c. 当該校の働き方改革の実態 d. ある教師の1日の様子
II. 教師と委員との熟議 (グループ協議 & 全体共有) P.4~ 50分	WS 働き方改革は「誰のため」「何のため」 ・ (アイスブレイク) ・ 自己紹介 ・ 「子供のため」の先にある価値など、個々の意見交換で視野を広げたい。 WS I 「いまどう?」チェックシート ・ グループの 教師主導 で現任校の状況を説明。委員からは質問等を受け、現状を認識してもらう。 WS II 「できそう!」チェックシート ・ グループの CS委員主導 で、できそうな支援を検討する。(実施が難しくとも、アイデア出しが第一) ※WS III アクションシートは活用しない想定。本テーマについて繰り返し熟議を行う場合や時間が潤沢にある場合に必要に応じてご活用ください。委員から具体的な提案がある場合も活用してみてください。
III. 全体会 P.9~ 10分	まとめ ・ 3分類について熟議できる関係性を価値付けし、教師にもコメントをもらう。
留意事項 ・ グループ協議を行う各グループは5~6名程度とし、CS委員と当該校教師の混合とする。 ・ 日頃の学校運営協議会で熟議に慣れていることが望ましい。 ・ 3分類を踏まえWS IIIで具体的支援を探ることも大切だが、忌憚のない意見交換による信頼関係構築を第一に考える。	

(戸田市教育委員会『地域とともにある学校づくり推進フォーラム 2024 金沢』発表資料より引用)

Q 学校運営に関する評価は、どのようにするのか。

A P6~のコラム2「学校運営協議会が行う評価を通じた学校のガバナンスの確立」や、P19「(参考2)学校運営協議会 各回の主な内容と委員の評価活動」をご参照ください。

Q PTAとコミュニティ・スクールの関係性は、どのようなものが望まれていますか。

A PTAの代表者が、保護者の代表者という立場として、学校運営協議会の委員を担うケースが多いです。このような場合、PTAは、保護者と教職員の意見を、学校運営協議会に直接的に伝えることができます。PTAの考える「地域で育てたい子ども像」等の目標を、学校運営協議会と共有することで、地域ぐるみの子育て・子育ての環境を整備することにつながり、スクール・コミュニティ(学校を中心としたコミュニティづくり)が行われる土壌ができます。さらには、「地域で育てたい子ども像」について、PTAや学校運営協議会のメンバーが議論を重ねることによって、そ

れを実現させるために、各主体（学校、家庭、地域）が果たすべき役割を明確にすることや、地域学校協働活動として具体的な実践に移していくことが、あわせて重要です。

（出典：柴田彩千子「みんなで創ろう コミュニティ・スクール」2023年、悠光堂、貝ノ瀬 滋、鈴木寛 より引用）

Q コミュニティ・スクールでは熟議が大事とされていますが、具体的にどのように行えばよいのでしょうか。

A 当ハンドブックのP23~をご参照ください。また、【校務支援（外部共有）>01 市内共有>001 教育委員会>11 学校運営協議会（CS）>各学校】にて、各学校運営協議会及び設置推進委員会の記録をご覧ください。各熟議の内容をまとめた概要は、【・・・各学校>CS 通信】からもご確認ください。

Q 協議会の設置に向けた周知は、どのようにするのか。

A 協議会の設置に向けた周知は、以下の要点を参考に行います。

(1) 教職員への周知

協議会は、学校の教育活動全般に関わるため、校長は、年度当初に、文部科学省が発行している資料や委員会が作成したリーフレット等を基に、協議会の趣旨や取組について説明し共通理解を図ります。

(2) 保護者及び地域住民等への周知

学校だよりや学校のホームページを活用した周知方法のほか、PTA運営委員会や総会、授業参観等の保護者や地域の方々が集まる機会には、リーフレット等を配布するなど、協議会について広く周知し共通理解を図ります。また、保護者や地域住民等へ期待される学校運営への積極的な参加についても共有化を図ります。

(3) 委員への趣旨説明

委員は、学校運営へ参画する大切な役割を担うこととなります。そのため、委員への協議会の趣旨説明は、本運営マニュアルやリーフレット、学校運営への理解を深める資料等を基に、依頼・内諾の段階で丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。

Q 会長及び副会長の職務には、どのようなことがあるか。

A 協議会を代表する立場として、会長を置き、会長の補佐役または不在の場合に代理を務める副会長を置きます。会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- 校長との情報交換を深め、協議会の方向性を確認する。（事前の打合せからの参画）
- 協議会の開催に際し委員を招集すること。
- 協議を進行し意見をまとめること。
- 教育委員会への意見具申について、代表者となること。

これら以外に、対外的に当該学校の協議会として意見を述べることなどがあります。学校運営協議会の代表として、**学校と地域の架け橋**となっていいただきたい存在です。

Q 会長及び副会長はいつ、どのように決定するか。

A 毎年、年度の最初の協議会で委員の中から互選しましょう。その際の取りまとめは、会長及び副会長が不在となるため校長が代理して行います。なお、協議会を設置する前年度は、委員の選出の段階から、会長及び副会長となる方を見越した選出をすることが大切です。

Q 協議内容に関する情報提供は、どのようにするのか。

A 協議内容は、原則公開となります。以下を参考に情報提供を行います。

(1) 保護者や地域住民等への情報提供

協議会の様子は、その内容も含め学校だよりや学校のホームページ等により積極的な情報提供を行います。また、PTA運営委員会や総会を始め、保護者が集まる機会を有効に活用するなど、各学校や協議会において工夫した取組が求められます。

(2) 教職員への情報提供

協議会後は、職員会議や打合せ等の時間において、作成した会議録等を基に協議内容や結果について伝達し、協議結果や委員の意見について共有化を図ります。各教職員は、学校の組織の一員として共有した情報を活用し、学校運営へ一層参画することが大切です。情報提供により、協議会への理解の促進を図るとともに、学校と地域が一体となって取り組む機運をさらに高めていくことが大切です。ただし、緊急事案として、個人に関する情報を取り扱う場合等において、会長が非公開とすると判断した場合には、その限りではありません。

Q 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進とは？

A コミュニティ・スクールは、「教育改革国民会議」において平成12年に設置促進を提言され、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律により位置付けられました。

一方、「地域学校協働活動」は、平成27年に「中央教育審議会答申」で、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することが答申され、平成29年に社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

「地域学校協働活動」は、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの学びや成長を支える活動をいい、地域住民の参画を得て、地域全体で「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動です。

具体的には、地域住民等の参画を得て、○放課後等における学習支援や体験活動（放課後子ども教室）、○授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動支援などの学校における活動、○地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動、などを実施することになります。

両者の関係は、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」を目指し、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を目指しており、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」とは、それを一体的・包括的に捉え、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、幅広い地域住民の参画により、子どもたちの成長を支える活動の活性化につなげるなど、両輪として相乗効果を発揮していこうというものです。

Q 都留市におけるコミュニティ・スクール事業の進捗状況は。

A 平成29年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、これまで任意設置であった学校運営協議会の設置は、教育委員会の努力義務となりました。

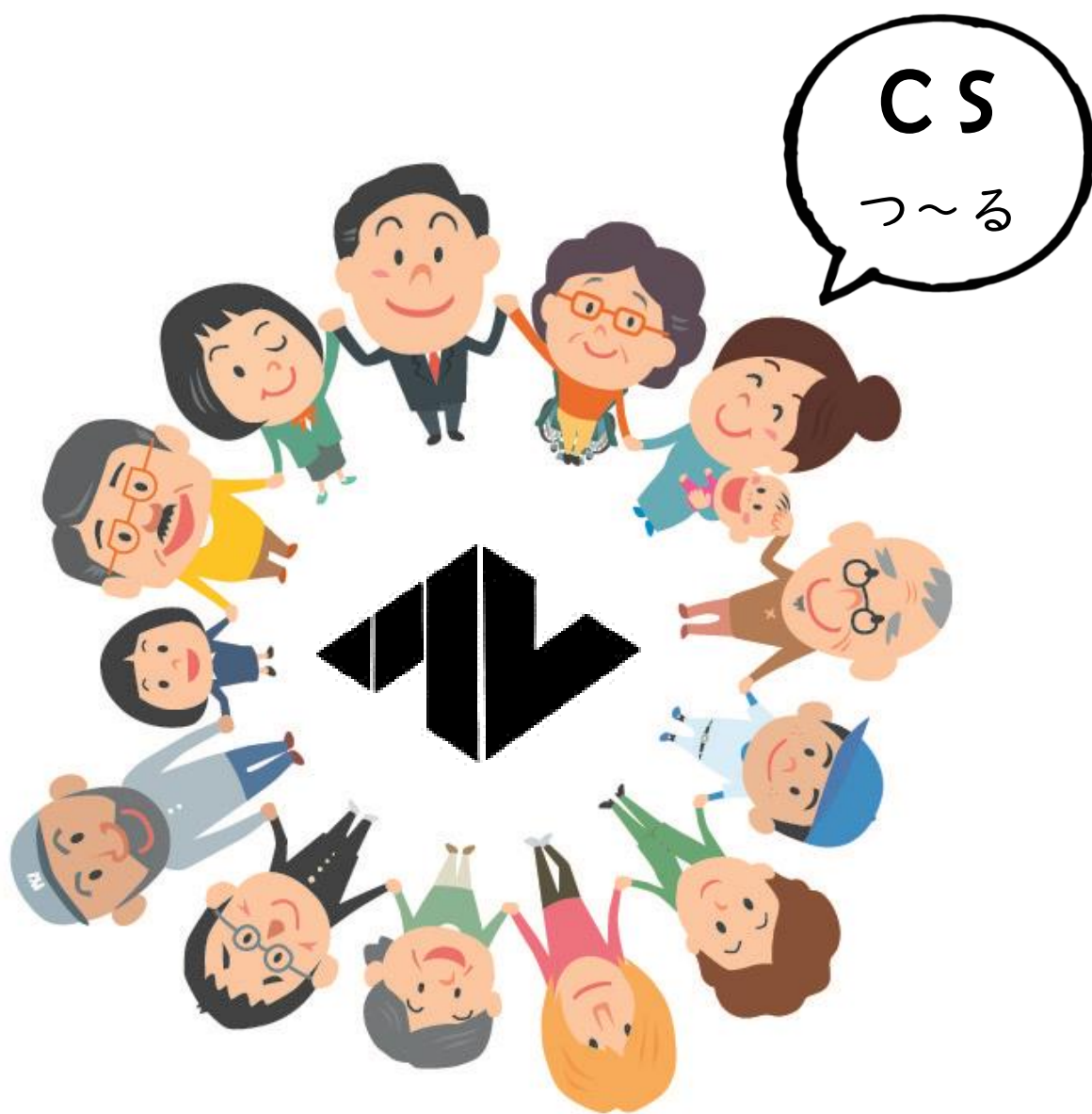
こうした中、令和7年度5月時点の全国の小中学校（義務教育学校を含む）の学校運営協議会の設置率は71.6%、山梨県の小中学校の設置率は74.7%となっていますが、本市の設置校は令和7年4月1日現在、谷村第二小学校、宝小学校、東桂小学校、東桂中学校、禾生第一小学校の5校であり、設置率は50%で、全国や山梨県と比較しても設置がやや遅れており、本市でも全校の設置に向けた検討を早急に進めていかなければなりません。

また、これまでの「置くか、置かないか」という検討から、国の努力義務化への変更により「いつ置くか」という検討に移ってきています。

しかしながら、やみくもに設置するだけでは、その後の運営も御座なりとなり、持続可能性を担保できません。設置に向けては、**地域との十分な協議を踏まえ、学校の課題や地域の課題解決に向けた活動であることを互いに共有したうえで活動していくことが必要**です。そのための準備時間は十分掛けて構いません。まずは、中心となるメンバーと相談し、設置推進委員会等の設置から始めてみましょう。

Q 都留市におけるコミュニティ・スクール事業における強みや特色は。

A 本市には、他に類を見ない「**地域協働のまちづくり推進会**」が存在しています。この団体の活動の一部は、「放課後子ども教室」や「スクールガード」など、この組織があることで、すでに地域教育活動が推進されているといっても過言ではありません。既に組織化され、連携体制にもある「地域協働のまちづくり推進会」と改めてタッグを組み、地域独自の協働が、少しずつ確実に推進されていくことを期待します。



都留市コミュニティ・スクール ハンドブック
(学校用)

令和7年12月1日

発行 都留市教育委員会学校教育課